

## 第 5 章 地域の概況



## 第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、坂戸市、川島町、川越市、東松山市、鶴ヶ島市(以下、「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

### 5.1 社会的状況

#### 5.1.1 人口及び産業の状況

##### (1)人口

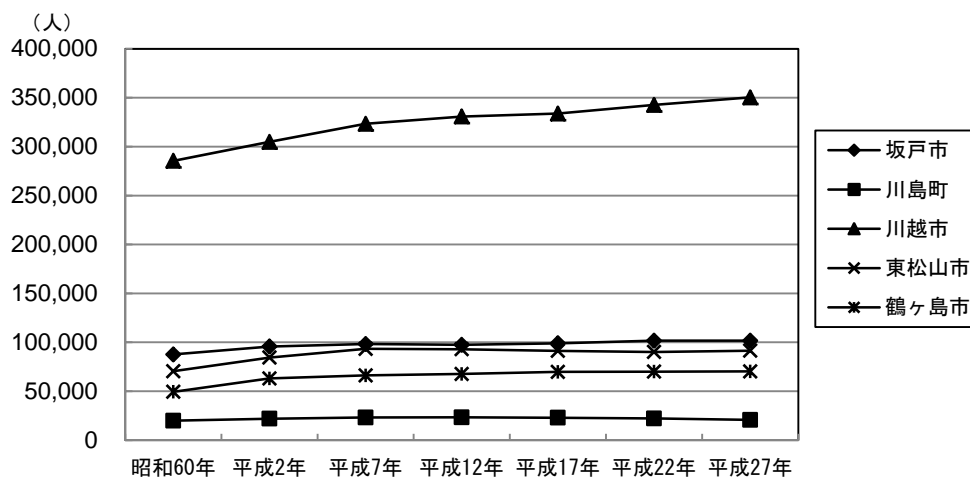
関係市町の人口等の状況は表5.1.1-1に、人口の推移は図5.1.1-1に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市の平成28年1月における人口は、101,844人であり、昭和60年から平成7年まで増加傾向であったが、平成7年以降は横ばい傾向である。関係市町の中で最も人口が多いのは川越市で、平成7年から平成27年まで増加傾向である。その他の市町では川島町が横ばい傾向、東松山市が平成7年から微減傾向、鶴ヶ島市が横ばい傾向となっている。

表 5.1.1-1 人口・世帯数の状況(平成28年1月1日現在)

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
坂戸市	41.02	101,844	43,579	2,482.8
川島町	41.63	20,779	7,175	499.1
川越市	109.13	350,647	146,391	3,213.1
東松山市	65.35	90,221	36,984	1,380.1
鶴ヶ島市	17.65	70,278	29,325	3,981.8

出典:「埼玉県推計人口」(平成27年12月25日、埼玉県ホームページ)



注) 鶴ヶ島市は平成2年以前は、鶴ヶ島町を参照。

出典:「埼玉県統計年鑑 平成27年」(平成28年2月、埼玉県総務部統計課)

図 5.1.1-1 人口推移

## (2) 産 業

関係市町の産業別従業者数は、表 5.1.1-2 に示すとおりである。

坂戸市では製造業の割合が最も高い。その他の関係市町では、川島町及び東松山市では製造業、川越市及び鶴ヶ島市では卸売業・小売業の割合が最も高くなっている。

表 5.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	坂戸市		川島町		川越市		東松山市		鶴ヶ島市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農林、漁業	12	0.0	41	0.4	224	0.2	59	0.2	19	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	6	0.0	-	-	-	-
建設業	1,553	5.0	776	6.8	7,807	5.5	1,942	4.9	1,181	5.1
製造業	6,653	21.6	3,963	34.6	24,070	17.0	8,283	21.1	3,898	17.0
電気・ガス・熱供給・水道業	154	0.5	9	0.1	847	0.6	93	0.2	31	0.1
情報通信業	159	0.5	7	0.1	1,052	0.7	38	0.1	186	0.8
運輸業、郵便業	1,906	6.2	1,782	15.5	7,437	5.3	3,727	9.5	1,071	4.7
卸売業、小売業	5,608	18.2	1,811	15.8	29,651	21.0	7,504	17.9	5,606	24.4
金融業、保険業	522	1.7	27	0.2	3,139	2.2	613	1.6	248	1.1
不動産業、物品賃貸業	612	2.0	83	0.8	2,743	1.9	548	1.4	636	2.8
学術研究、 専門・技術サービス業	569	1.8	110	1.0	4,561	3.2	707	1.8	494	2.2
宿泊業、飲食サービス業	2,753	8.9	499	4.4	12,062	8.5	4,014	10.2	2,782	12.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,611	5.2	134	1.2	6,772	4.8	1,941	4.9	1,340	5.8
教育、学習支援業	2,765	9.0	433	3.8	8,848	6.3	1,942	4.9	1,191	5.2
医療、福祉	4,014	13.0	925	8.1	18,409	13.0	4,902	12.5	3,122	13.6
複合サービス事業	480	1.6	62	0.5	1,870	1.3	1,173	3.0	44	0.2
サービス業 (他に分類されないもの)	1,424	4.6	798	7.0	11,757	8.3	1,838	4.7	1,091	4.8
非農林漁業(公務を除く)	30,783	100.0	11,419	99.6	141,031	99.8	39,265	99.8	22,921	99.9
全産業(公務を除く)	30,795	100.0	11,460	100.0	141,255	100.0	39,324	100.0	22,940	100.0

注)平成 26 年 7 月 1 日現在

出典:「平成 26 年経済センサス 基礎調査」(平成 27 年 11 月 30 日、総務省統計局)

## 5.1.2 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 5.1.2-1 に示すとおりである。

坂戸市の地目別土地面積は宅地が最も多く、全体の 26.0%を占めている。次いで(その他を除く)、田が 17.0%、畑が 16.1%を占めており、農地の面積が多い。その他の関係市町については、川島町では田、川越市、東松山市及び鶴ヶ島市では、宅地の割合が高くなっている。

表 5.1.2-1 地目別土地利用面積(平成 25 年 1 月 1 日現在)

単位:ha

地目 市町名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
坂戸市	面積 (ha)	4,097.0	697.2	658.6	1,066.7	5.1	133.7	0.7	73.6	546.7	914.6
	割合 (%)	100.0	17.0	16.1	26.0	0.1	3.3	0.0	1.8	13.3	22.3
川島町	面積 (ha)	4,172.0	1,435.2	843.6	529.1	9.1	16.3	-	26.9	113.8	1,198.0
	割合 (%)	100.0	34.4	20.2	12.7	0.2	0.4	-	0.6	2.7	28.7
川越市	面積 (ha)	10,916.0	2,108.6	1,766.3	3,442.5	7.2	361.4	-	41.4	951.0	2,237.7
	割合 (%)	100.0	19.3	16.2	31.5	0.1	3.3	-	0.4	8.7	20.5
東松山市	面積 (ha)	6,533.0	943.4	1,255.9	1,400.8	26.3	737.6	-	32.6	802.2	1,334.1
	割合 (%)	100.0	14.4	19.2	21.4	0.4	11.3	-	0.5	12.3	20.4
鶴ヶ島市	面積 (ha)	1,773.0	3.2	424.4	654.4	0.4	104.9	-	-	136.8	448.8
	割合 (%)	100.0	0.2	23.9	36.9	0.0	5.9	-	-	7.7	25.3

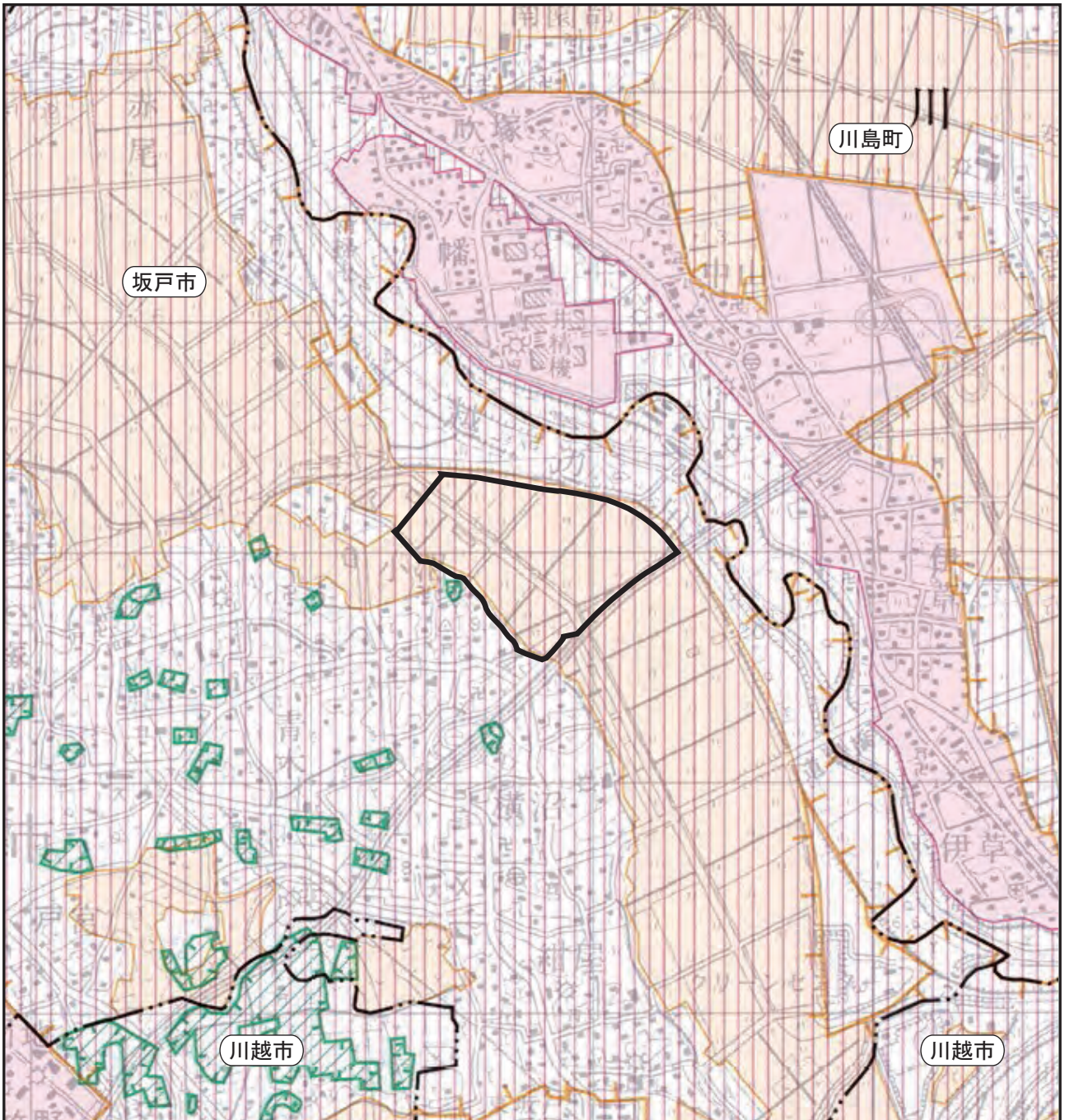
出典:「平成 27 年埼玉県統計年鑑」(平成 28 年 2 月、埼玉県総務部統計課)

### (2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺地域の土地利用計画図は、図 5.1.2-1 に示すとおりである。

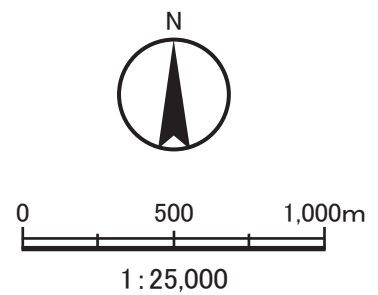
計画地及び周辺地域は、主に市街化調整区域であり、計画地を含む越辺川沿いの地域は農用地区域に指定されている。計画地北側及び東側の川島町域の幹線道路沿いは市街化区域に指定されている。また、計画地南側には複数の森林地域が点在している。

計画地及び周辺地域の都市計画図は図 5.1.2-2 に示すとおりであり、計画地は農業振興地域(農業用地区域)に指定されている。



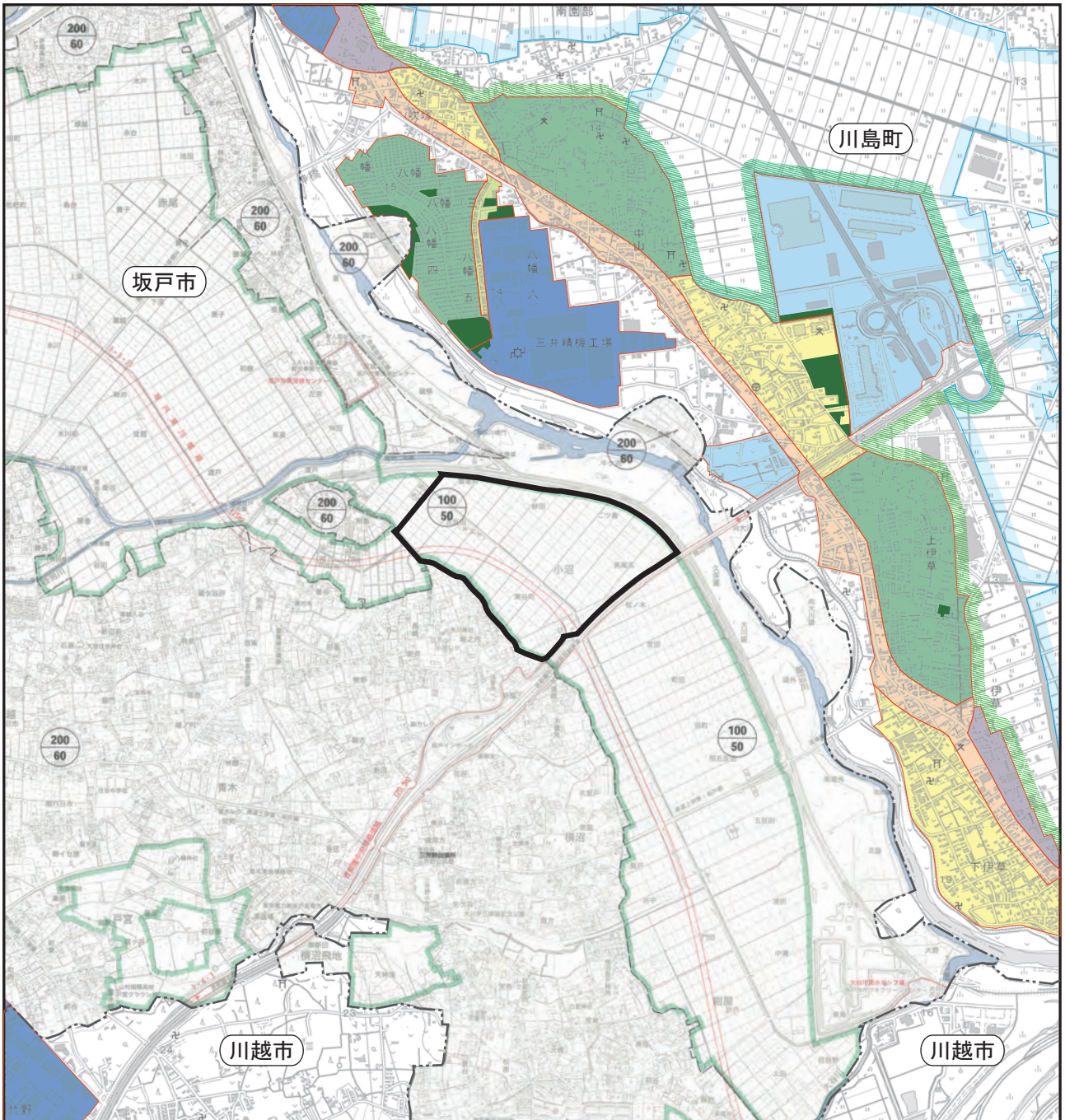
凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 市街化区域
- : 市街化調整区域
- : 農業地域
- : 農用地区域
- : 森林地域
- : 地域森林計画対象民有林

















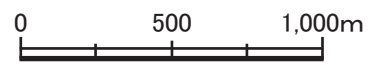
出典:「埼玉県土地利用基本計画図3-2」(平成25年2月、埼玉県)

図5.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- |   |                  |   |                  |
|---|------------------|---|------------------|
|  | : 計画地            |  | : 準工業地域          |
|  | : 市町界            |  | : 工業地域           |
|  | : 市街化区域及び市街化調整区域 |  | : 工業専用地域         |
|  | : 第一種低層住居専用地域    |  | : 農業振興地域(農業用地区域) |
|  | : 第二種低層住居専用地域    |  | : 農業振興地域         |
|  | : 第一種住居地域        |  | : 農業用地区域(田)      |
|  | : 第二種住居地域        |  | : 都市公園           |



1 : 25,000

出典:「坂戸市都市計画図」(平成26年度、坂戸市)  
「川島管内図」(平成24年3月、川島町)

図5.1.2-2 都市計画図

### 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の分布

計画地周辺の河川の分布状況は、図 5.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から南東方向にかけて一級河川である越辺川が流れている。また、西側には飯盛川流れており、計画地北側で越辺川と合流する。計画地及び周辺地域は水田であり、農業用水、農業排水等の水路が多く分布する。

#### (2) 上水道

関係市町における上水道の状況は、表 5.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する坂戸市の上水道普及率は、98.9%となっている。

表 5.1.3-1 上水道の状況(平成 26 年度)

市町村名	行政区域内 総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
坂戸市	101,409	114,200	99,821	98.9
川島町	21,166	29,100	21,152	99.9
川越市	349,211	350,000	347,431	100.0
東松山市	89,862	106,000	89,053	99.1
鶴ヶ島市	70,256	84,000	69,771	99.5

出典:「埼玉県の水道 平成 26 年度版(平成 25 年度水道統計調査資料)」(埼玉県保健医療部生活衛生課)

#### (3) 農業用水

計画地は農地であり、その殆どが水田として利用されているため、計画地内は、農業用水路が張り巡らされている。

計画地内の農業用水は飯盛川より取水し、供給され、大谷川へ排水されている。

#### (4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる越辺川には漁業権が設定されており、免許番号は共第 3 号である。共第 3 号の漁業権の内容は表 5.1.3-2 に示すとおりである。

表 5.1.3-2 漁業権の内容

免許番号	漁業権者	魚種
共第 3 号	武蔵、埼玉西部、 入間、埼玉南部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじか、なまず

出典:「河川漁業」(埼玉県農林部生産振興課ホームページ)



### (5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表 5.1.3-3 に示すとおりである。

地下水の用途は、鶴ヶ島市では工業用として最も多く利用されているが、その他の4市町では水道用としての利用が最も多い。

計画地が位置する坂戸市の地下水採取量は、減少傾向にある。

表 5.1.3-3 地下水採取量の推移

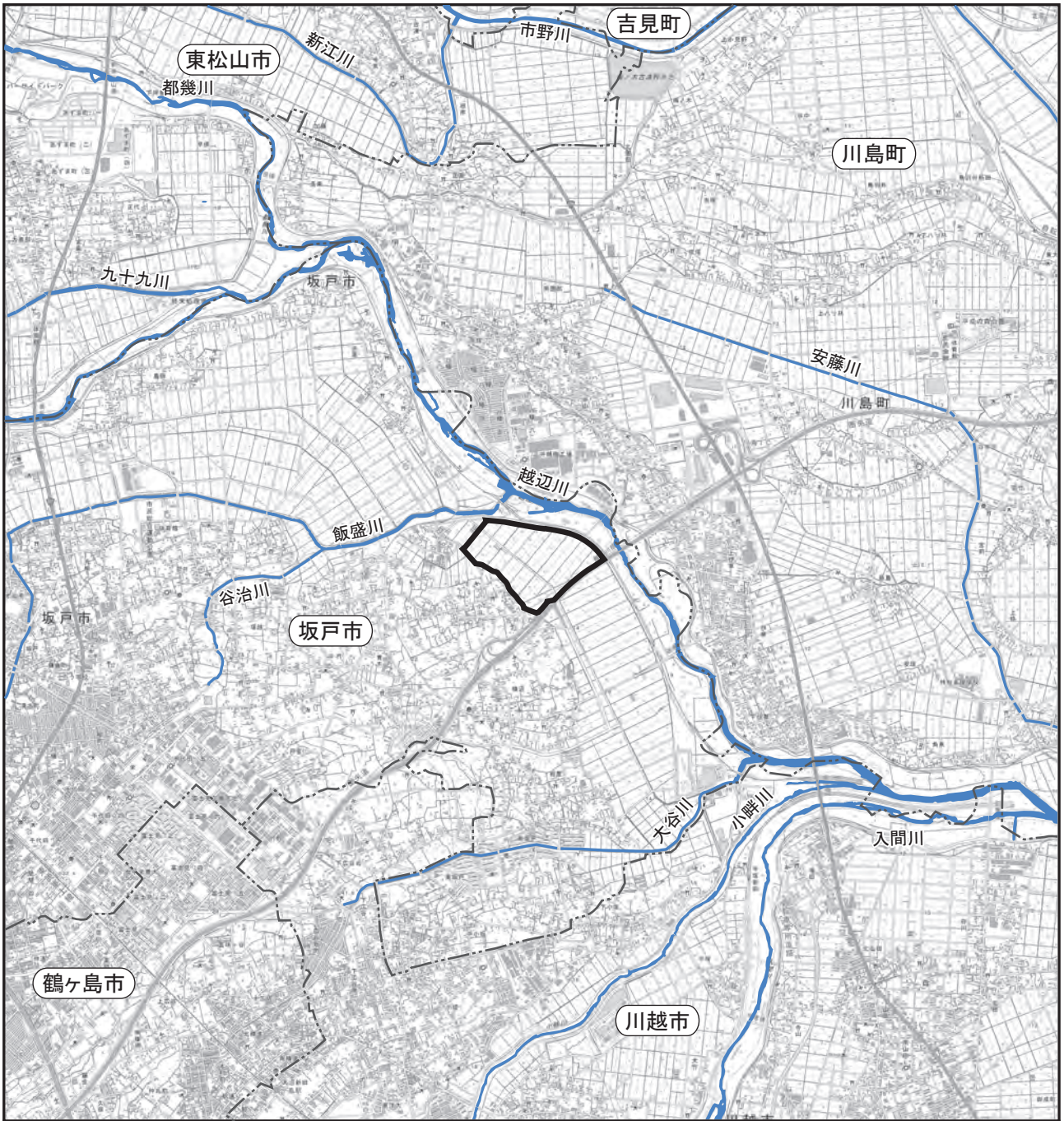
単位:m<sup>3</sup>/日

市町村名	用途	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
坂戸市	水道用	12,182.0	10,937.0	10,375.9	9,571.0	10,599.1
	建築物用	504.0	517.0	444.8	392.0	367.8
	工業用	1,062.0	1,270.0	1,364.0	593.5	451.1
	計	13,748.0	12,724.0	12,184.7	10,556.5	11,418.0
川島町	水道用	5,022.0	5,701.0	5,095.5	4,549.7	1,674.7
	建築物用	82.0	83.0	11.7	126.8	121.9
	工業用	683.0	714.0	742.0	676.0	676.0
	計	5,787.0	6,498.0	5,849.2	5,352.5	2,472.7
川越市	水道用	8,484.0	9,738.0	9,444.3	9,356.8	11,350.9
	建築物用	2,545.0	2,359.0	2,459.9	2,936.8	3,266.3
	工業用	9,262.0	8,154.0	8,766.4	7,868.7	7,947.7
	計	20,291.0	20,251.0	20,670.5	20,162.3	22,564.9
東松山市	水道用	7,276.0	7,596.0	7,375.1	6,966.3	7,918.5
	建築物用	20.0	18.0	17.7	21.2	144.3
	工業用	1,944.0	1,901.0	1,694.0	2,013.0	2,013.0
	計	9,240.0	9,515.0	9,086.8	9,000.4	10,075.8
鶴ヶ島市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	191.0	189.0	204.4	247.6	380.4
	工業用	1,858.0	1,887.0	1,747.0	1,642.9	1,498.9
	計	2,049.0	2,076.0	1,951.4	1,890.5	1,879.3




注)  工業統計による数値。従業員 30 人以上の工場事業場が対象。

未集計のため前年次と同量とした。

出典:「年別地下水採取量」(埼玉県環境部水環境課ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 河川

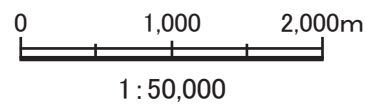


図5.1.3-1 水系の状況

## 5.1.4 交通の状況

### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は図 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地は圏央道に隣接しており、平成 27 年 10 月には埼玉県内を通る全ての区間が開通している。

計画地周辺では、東側を一般国道 254 号が南北に、南側を一般県道上伊草坂戸線が東西に走っている。

また、計画地南西側約 4.5km 付近を東武東上線が走っている。

### (2) 道路交通量

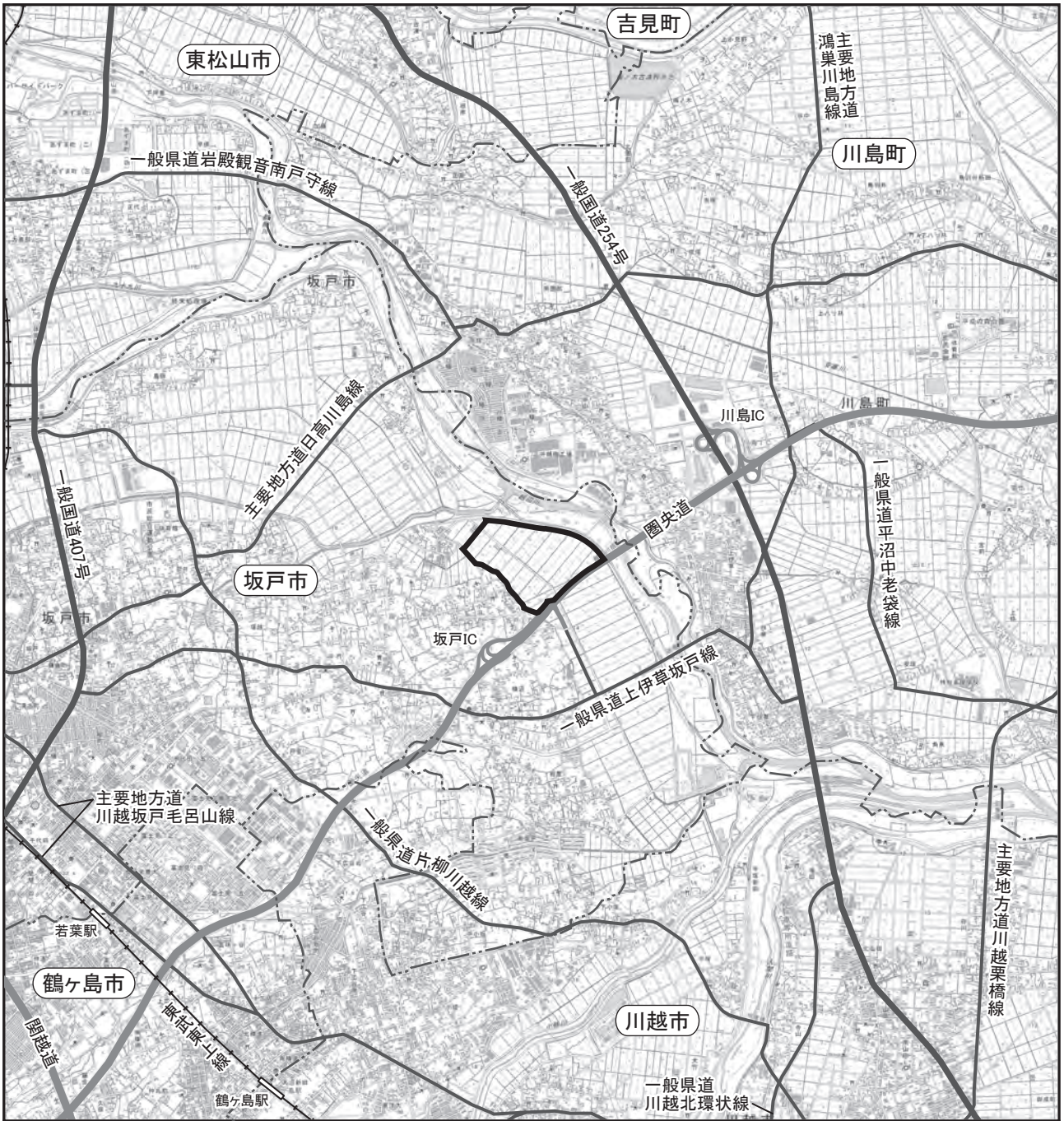
計画地周辺の自動車交通量は表 5.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 5.1.4-2 に示すとおりである。

交通量が最も多かったのは、計画地東側に位置する一般国道 254 号で、昼間 12 時間自動車類交通量が合計 33,662 台、24 時間自動車交通量が合計 45,444 台であった。







表 5.1.4-1 自動車交通量(平成 22 年度)

路線名	観測地点番号	観測地点	昼間 12 時間自動車交通量			24 時間自動車交通量		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道 254 号	10870	川越市大字福田 147 番地先	26,975	6,687	33,662	36,165	9,279	45,444
首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	11610	鶴ヶ島 IC~坂戸 IC	7,811	2,800	10,611	9,670	4,218	13,888
首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	11620	坂戸 IC~川島 IC	7,237	2,609	9,846	8,982	3,970	12,952
日高川島線	42130	川島町大字吹塚 980 番地先	7,922	923	8,845	11,199	1,538	12,737
鴻巣川島線	42200	川島町上伊草	5,437	1,611	7,048	7,361	2,154	9,515
片柳川越線	61850	川越市大字下広谷 391 番地先	7,274	894	8,168	9,504	1,523	11,027
上伊草坂戸線	62100	坂戸市大字横沼先	9,628	1,816	11,444	12,752	2,697	15,449
上伊草坂戸線	62110	坂戸市横沼 562 付近	667	212	879	907	280	1,187

出典:「平成 22 年度道路交通センサス 交通量調査結果」(平成 27 年 7 月、埼玉県県土整備部道路政策課)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 高速道路
-  : 一般国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 鉄道(東武東上線)

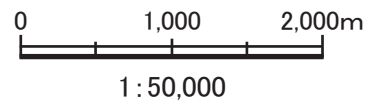
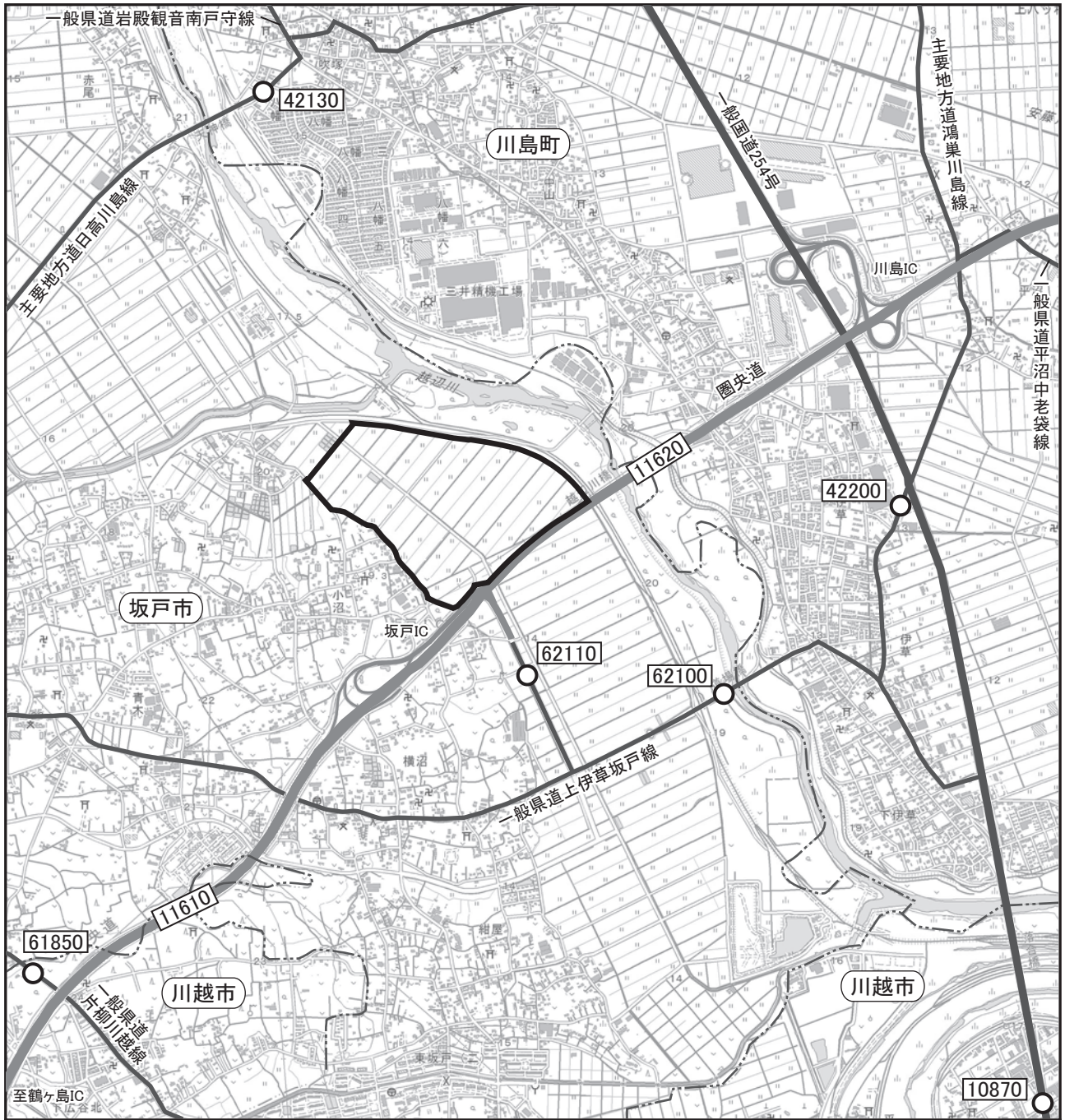


図5.1.4-1 交通網図




凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 高速道路
-  : 一般国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 交通量観測地点



1 : 25,000

注) 図中の  内の数字は、表5.1.4-1の観測地点番号と対応している。

出典: 「平成22年度道路交通センサス 交通量調査結果」(平成27年7月、埼玉県県土整備部道路政策課)

図5.1.4-2 交通量調査地点

## 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 5.1.5-1 及び図 5.1.5-1 に示すとおりであり、計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の南西側約 200m に「小川医院」がある。

表 5.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

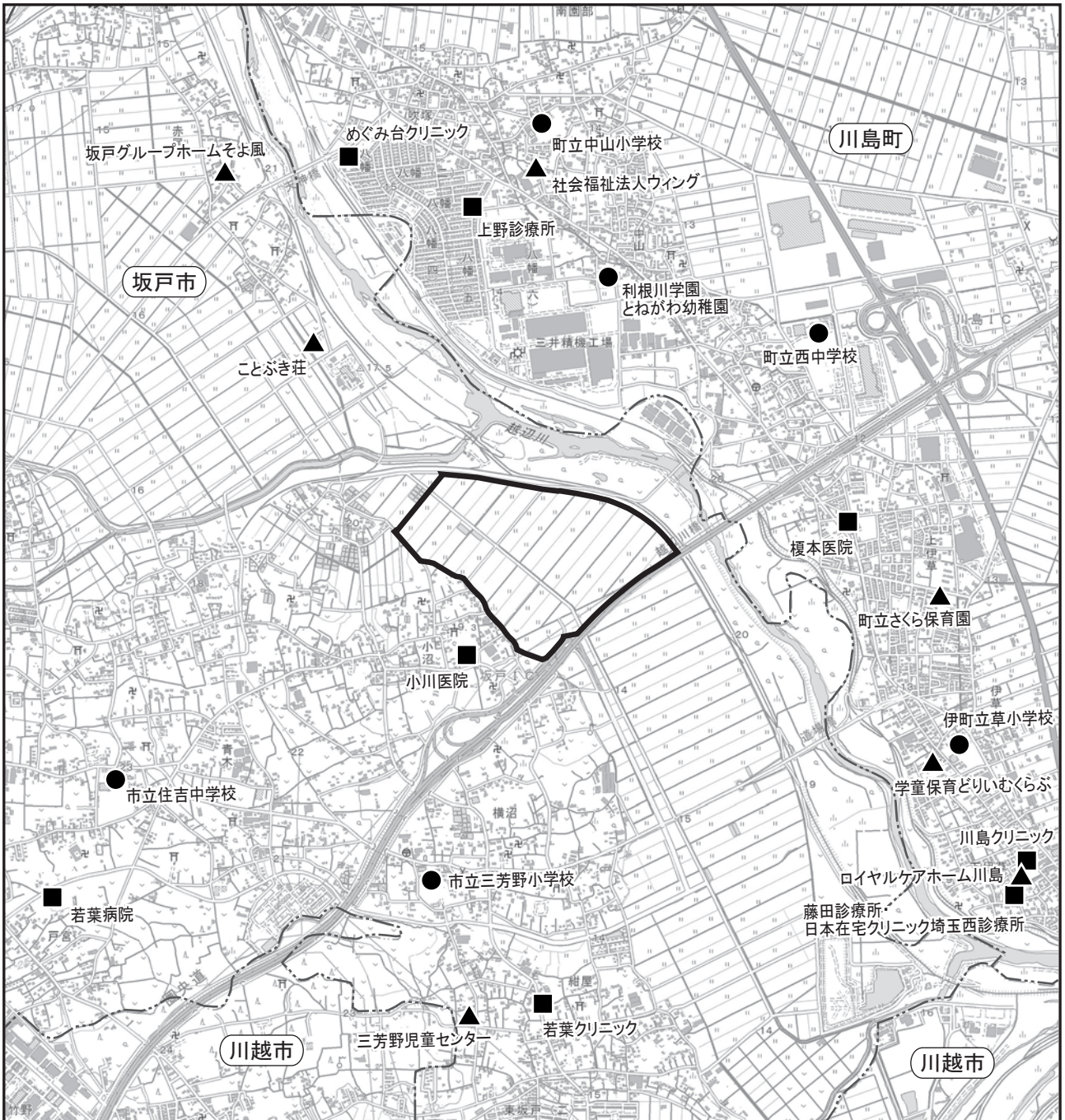
市 町	区 分		施設名
坂戸市	教育	小学校	市立三芳野小学校
		中学校	市立住吉中学校
	医療	病院	若葉病院
		診療所	小川医院 若葉クリニック
		老人福祉センター	ことぶき荘
		児童厚生施設	三芳野児童センター
		認知症対応型 老人共同生活援助事業	坂戸グループホームそよ風
川島町	教育	幼稚園	利根川学園とねがわ幼稚園
		小学校	町立中山小学校
			町立伊草小学校
		中学校	町立西中学校
	医療	診療所	めぐみ台クリニック
			上野診療所
			榎本医院
			川島クリニック
			藤田診療所
			日本在宅クリニック埼玉西診療所
	福祉	障害福祉サービス事業所	社会福祉法人ウイング
		保育園	町立さくら保育園
		児童厚生施設	学童保育どりいむくらぶ
有料老人ホーム		ロイヤルケアホーム川島	

出典：「埼玉県医療機能情報提供システム」(平成 27 年 10 月、埼玉県ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(平成 27 年 9 月、埼玉県福祉部社会福祉課)  
「公共施設案内一覧表」(平成 27 年 8 月、坂戸市広報広聴課)  
「学校教育」(平成 28 年 3 月閲覧、川島町ホームページ)

### (2) 住宅の分布状況

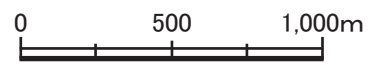
住宅としては、都市計画法第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域があげられる。

計画地及び周辺地域における都市計画法に基づく用途地域の状況は、図 5.1.2-2 に示したとおりである。計画地周辺に住居専用地域の指定はないが、計画地の西側及び南側には住宅が点在している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 教育施設
- : 医療施設
- : 福祉施設



1 : 25,000

図5.1.5-1 環境保全について配慮が必要な施設

## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市の下水道普及率は、66.7%となっている。その他の関係市町では、川島町で 49.9%、東松山市で 45.3%となっている。川越市及び鶴ヶ島市の下水道は荒川右岸流域と単独公共下水道域に分かれており、川越市は荒川右岸流域で85.3%、単独公共下水道で100.0%、鶴ヶ島市は荒川右岸流域で100.0%、単独公共下水道で76.0%となっている。計画地周辺の施設は石井水処理センター及び北坂戸水処理センターが存在しており、場所は図 5.1.6-1 に示すとおりである。なお、計画地は公共下水道の計画区域に含まれていない。

表 5.1.6-1 公共下水道整備状況(平成 26 年度末)

市町名	区 分	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	
		A	B	B/A	
坂戸市	単独公共下水道	101,031	67,401	66.7	
川島町	荒川右岸流域	21,167	10,559	49.9	
川越市	荒川右岸流域	348,643	297,258	85.3	
	単独公共下水道	日高市へ流入	735	735	100.0
		坂鶴下水道組合へ流入	10	10	100.0
東松山市	単独公共下水道	89,489	40,495	45.3	
鶴ヶ島市	荒川右岸流域	7,627	7,627	100.0	
	単独公共下水道	62,462	47,486	76.0	

注) 行政人口は、平成 27 年 3 月末現在の住民基本台帳人口

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県都市整備部下水道課)

### (2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 5.1.6-2 に、坂戸地区衛生組合のし尿処理量の推移は表 5.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市では、平成 25 年において年間 21,080kℓの汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

坂戸地区衛生組合は、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町で組織され、し尿の収集、運搬及び処理に関する事務を共同で処理している。し尿処理量は平成 20 年度以降、減少傾向となっている。

表 5.1.6-2 関係市町のし尿処理量(平成 25 年度実績)

関係市町	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kℓ)
	非水洗化 人口(人)	し尿年間処理量 (kℓ)	浄化槽 人口(人)	汚泥年間処理量 (kℓ)	
坂戸市	1,251	1,830	35,352	19,250	21,080
川島町	559	336	10,439	5,121	5,457
川越市	2,930	3,319	55,717	31,381	34,700
東松山市	3,245	1,807	46,073	16,638	18,445
鶴ヶ島市	850	1,143	15,564	10,957	12,100

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～平成 25 年度実績～」(平成 27 年 4 月、埼玉県環境部資源循環推進課)



表 5.1.6-3 坂戸地区衛生組合のし尿処理量の推移

年度	し尿		浄化槽汚泥年間投入量(kℓ)
	年間投入量(kℓ)	1日平均投入量(kℓ)	
平成20年度	7,449.1	30.5	51,002.0
平成21年度	6,422.1	26.4	49,313.9
平成22年度	5,665.6	23.2	47,475.1
平成23年度	5,021.0	20.5	46,601.4
平成24年度	4,706.9	19.3	45,576.7

出典:「統計坂戸(平成25年度版)」(平成26年10月、坂戸市情報政策課)

### (3)ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表 5.1.6-4 に、計画地が位置する坂戸市のごみ処理量の推移は表 5.1.6-5 に示すとおりである。

坂戸市のごみ処理量は平成20年度以降、全てにおいて概ね横ばい傾向である。

計画地周辺には、坂戸市東清掃センター(焼却施設)及びサツキクリーンセンター(最終処分場)があり、各施設の位置は図 5.1.6-1 に示すとおりである。

表 5.1.6-4 関係市町のごみ処理量(平成25年度実績)

関係市町	総人口(人)	搬入量			集団回収量(t)	1人1日あたりの排出量(g)
		A生活系(t)	B事業系(t)	A+B総搬入量(t)		
坂戸市	101,098	23,367	4,911	28,278	1,016	794
川島町	21,547	5,630	2,578	8,208	585	1,118
川越市	348,404	78,734	27,322	106,056	8,258	889
東松山市	89,438	23,334	6,887	30,221	674	946
鶴ヶ島市	70,251	16,936	4,339	21,275	431	847

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～平成25年度実績～」(平成27年4月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1.6-5 坂戸市のごみ処理量の推移

年度	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物	
	年間排出量(t)	1人1日当りの排出量(g)	年間排出量(t)	1人1日当りの排出量(g)	年間排出量(t)	1人1日当りの排出量(g)
平成20年度	21,827	594	2,796	76	5,772	157
平成21年度	20,881	566	2,873	77	5,514	149
平成22年度	20,707	561	2,799	75	5,207	141
平成23年度	20,966	567	2,979	80	5,129	138
平成24年度	20,807	566	2,941	80	5,155	140

注)1. 1日平均処理量の算出に用いた世帯数は、各年度末現在の町・字別世帯人口(外国人含む)による。

2. 「不燃ごみ」は粗大ごみ、廃乾電池・蛍光管類を含む。

出典:「統計坂戸(平成25年度版)」(平成26年10月、坂戸市情報政策課)

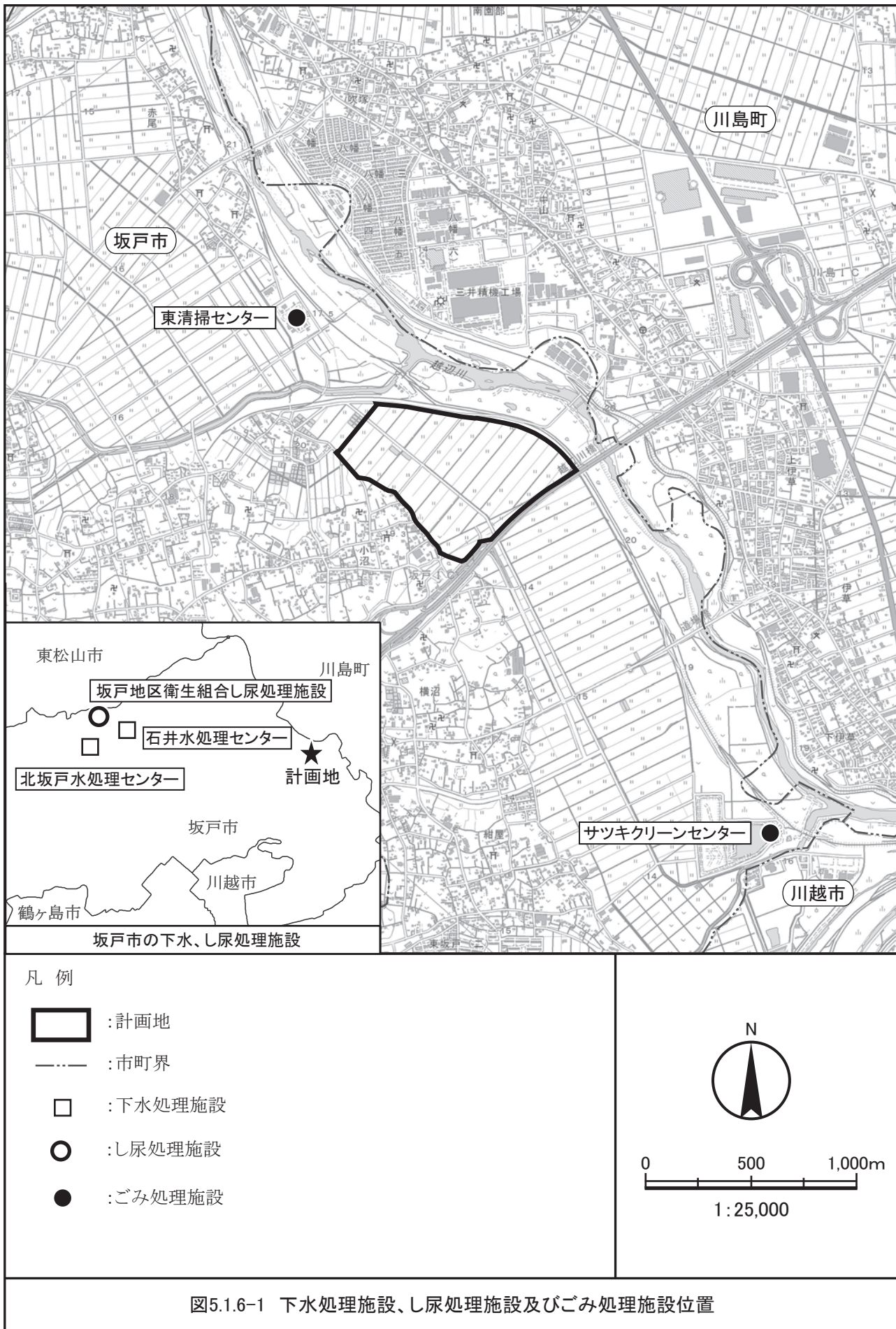


図5.1.6-1 下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設位置

## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 5.1.7-1 に示すとおりである。

また、平成 12 年 1 月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)が施行され、表 5.1.7-2 に示すとおり大気環境中に係るダイオキシン類環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)が定められた。

表 5.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。)が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値について、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期的評価> 測定結果の 1 年平均値について評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示 38 号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日、環境庁告示 4 号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示 33 号)

表 5.1.7-2 大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準については、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



凡例  
● 計画地

K 値

根拠法令 項目	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条 例 第 5 0 条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	—

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 25 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

図 5.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 5.1.7-3 に示すとおりである。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	

- 注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。  
 2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

## (ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設のうち、埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業において設置の可能性が考えられるばい煙発生施設の「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は、表 5.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (O <sub>n</sub> %)	排出基準 <sup>※4</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60
		10～50		100
		4～10		100
		1～4		130
		1 未満		150
	排煙脱硫装置付 <sup>※1</sup> 液体燃焼ボイラー(液・ ガス混焼も含む)	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
		1 未満		180
	液体燃焼ボイラー <sup>※2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
1 未満		180		
ガスタービン <sup>※3</sup>	ガス専焼	4.5 以上	16	70
		4.0～4.5		
		4.0 未満		
	液体燃焼	4.5 以上		
		4.0～4.5		
		4.0 未満		

注)※1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

※2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。

※3. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

※4. 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日以降に設置のものについての数値。

(エ)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表5.1.7-5に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> 以上	木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kℓ以上	新設 全て:60,000ppmC
			既設 2,000kℓ以上:60,000ppmC 2,000kℓ未満:当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まれないものとする。
3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ。
4. 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄液として使用しているものとする。
5. 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である(設置の工事が着手されているものを含む)。
6. ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成27年4月、埼玉県環境部 大气環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 5.1.7-6(1)～(2)に示すとおりである。

表 5.1.7-6(1) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる)  【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料の年間使用料 (kg)}} \times 100$ ロ 使用工場等における次の式により算定される B の値が 50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用料 (kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成 27 年 4 月、埼玉県環境部大气環境課)



表 5.1.7-6(2) 指定炭化水素類発生施設

項	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が 500kℓ以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kℓ以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kℓ以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌または加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180kℓ以上であること
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製品において炭化水素類(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※</p> <p>炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、または当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象</p> <p style="text-align: center;">(炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、または当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象)</p> <p>※規則で定める施設(規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥または焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥または焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着または乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>

注)※:「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

## イ. 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月法律第70号)に基づき、埼玉県では61市町村が対策地域にしてされており、坂戸市についても対策地域に指定されている。対策地域については、図5.1.7-2に示すとおりである。



図 5.1.7-2 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域

## (2) 水 質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、河川に係る環境基準は表5.1.7-7(1)~(3)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は表5.1.7-7(4)に示すとおりである。

また、平成12年1月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律105号)が施行され、表5.1.7-7(5)に示すとおり水質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)が定められた。

表 5.1.7-7(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 5.1.7-7(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 5.1.7-7(3) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/l 以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な地域	0.03mg/L 以下	0.002mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 5.1.7-7(4) 地下水の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

表 5.1.7-7(5) 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下

注) 水底の底質を除く。

## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」(昭和 46 年埼玉県条例第 61 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乘せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、上記の排水基準の適用を受けず、表 5.1.7-8 に示すとおり、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-8 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		230mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		15mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5~9mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	沃素消費量	220mg/L 以下

注) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 5.1.7-9 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は、市街化調整区域に指定されており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-9 騒音に係る環境基準

単位:デシベル

地域の類型/地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域、 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域及び C 地域のうち車 線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例) <sup>※</sup>			70	65

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- 注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
  - ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル



② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

坂戸市では「坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則」(平成 25 年 1 月 28 日規則第 3 号)が定められており、特定建設作業に係る騒音について「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく規制基準を準用している。

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 5.1.7-10 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「騒音規制法」の規制地域に指定されている。計画地は、市街化調整区域に指定されており、第 1 号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-10 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

単位:デシベル

基準種別		特定建設作業	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間※に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区分							
第 1 号区域	埼玉県告示第 589 号により指定した地域のうち、埼玉県告示第 590 号の表の備考第一号に定める第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域の全域並びに第 4 種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲 80m の地域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業	85	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜・休日でないこと
	第 2 号区域	埼玉県告示第 589 号により指定した地域のうち、第 1 号区域を除く区域					

注) 1. 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1 日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から 4 時間までの範囲で短縮することができる。

2. 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

## イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1.7-11 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は、市街化調整区域に指定されており、b区域の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-11 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時まで)
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域: ①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

②安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る)、狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域

b区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域(a区域の②を除く)

c区域: 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

ウ. 坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則に基づく特定工場に係る騒音の規制基準

坂戸市では「坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則」が定められており、特定工場に係る騒音について「騒音規制法」に基づく規制基準を準用している。

「騒音規制法」に基づく特定工場に係る規制基準は、表 5.1.7-12 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「騒音規制法」ならびに「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は、市街化調整区域に指定されており、第 2 種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-12 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場に係る騒音の規制基準

単位: デシベル

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌朝の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50	45	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

イ 第 1 種区域 次に掲げる区域をいう。

- (1) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定による第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種中高層住居専用地域の指定がされている区域
- (2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一十号)第三条第一項の規定により指定された狭山近郊緑地保全区域(入間市の区域内の区域に限る。)及び平林寺近郊緑地保全区域

ロ 第 2 種区域 次に掲げる区域をいう。

- (1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定による第 1 種住居地域、第 2 種住居地域または準住居地域の指定がされている区域(ハの(2)に掲げる地区を除く。)
- (2) 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第八条第一項第一号の規定による用途地域の指定がされていない区域(イの(2)に掲げる区域を除く。)
- (3) 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域

ハ 第 3 種区域 次に掲げる区域及び地区をいう。

- (1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定による近隣商業地域、商業地域または準工業地域の指定がされている区域
- (2) 都市計画法第八条第一項第二号の規定により定められた行田都市計画特別工業地区

ニ 第 4 種区域 都市計画法第八条第一項第一号の規定による工業地域または工業専用地域の指定がされている区域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設の有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から更に 5 デシベル減じた値である。

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

坂戸市では「坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則」が定められており、特定建設作業に係る振動について「振動規制法」に基づく規制基準を準用している。

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表 5.1.7-13 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「振動規制法」の規制地域に指定されている。計画地は、市街化調整区域に指定されており、第 1 号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-13 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

単位:デシベル

基準種別		特定建設作業	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間*に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区分							
第 1 号区域	埼玉県告示第 1342 号により指定した地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域。上記に規定する地域以外の地域であって、学校、病院等の敷地の周囲 80m の地域。	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業	75	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜・休日でないこと
	第 2 号区域			埼玉県告示第 1342 号により指定した地域のうち、第 1 号区域を除く区域	午前 6 時から午後 10 時の時間内であること		

- 注) 1. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、振動防止対策のほか、1 日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から 4 時間までの範囲で短縮することができる。
2. 作業時間に関する基準は、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しない。

### イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-14 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は、市街化調整区域に位置しており、計画地周辺の道路については第1種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-14 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位:デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70	65

### ウ. 坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則に基づく特定工場に係る振動の規制基準

坂戸市では「坂戸市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音または振動の規制基準等を定める規則」が定められており、特定工場に係る振動について「振動規制法」に基づく規制基準を準用している。

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場に係る規制基準は、表 5.1.7-15 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「振動規制法」ならびに、「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は、市街化調整区域に位置しており、第1種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-15 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場に係る振動の規制基準

単位:デシベル

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65	60

注)学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設の有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から更に 5 デシベル減じた値である。

## (5) 土壌汚染

### ① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)は、表 5.1.7-16 に示すとおりである。

表 5.1.7-16 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg について 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

## (6)地盤沈下

### ① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

坂戸市は、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定しており、坂戸市は第一種指定地域に指定されている。

## (7)悪臭

### ① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制基準は、表5.1.7-17に示すとおりである。

「悪臭防止法」では、特定悪臭物質(22物質)及び臭気指数について規制基準が設けられている。

坂戸市は「悪臭防止法」に基づく規制地域に指定されており、臭気指数による規制の基準の適用を受け、基準値1が適用されている。計画地は、農業振興地域に指定されているため、B区域の基準が適用される。

表 5.1.7-17 「悪臭防止法」に基づく規制基準

	敷地境界			排出口 (Nm <sup>3</sup> /h)	排出水 (mg/L)
	A 区域	B 区域	C 区域		
臭気指数	15	18	18	注 3	注 4

注) 1. 区域の区分は次のとおりとする。

イ B、C 区域を除く区域

ロ B 区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

ハ C 区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域または工業専用地域の指定がされている区域

2. 排出口における臭気排出強度または臭気指数の規制基準は、区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。

3. 敷地外における臭気指数の規制基準は、区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

## (8)景 観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観形成を推進し、魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とし、「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月埼玉県条例第 46 号)が制定されている。

また、平成 20 年 8 月に「埼玉県景観計画」が告示されており、埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。なお、計画地は特定課題対応区域に指定されている。

## (9)廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律 137 号)において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。また坂戸市では「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、廃棄物の減量及び適正処分に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、平成 23 年 3 月に「第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されている。この計画は、平成 23～27 年度を計画期間として、循環型社会の実現を目指して「生活」、「地域社会」、「産業」の将来像を掲げ、この目指すべき将来像を実現させるため目標値を設定し、目標達成のため「ごみ減量化等の推進」、「廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備」、「廃棄物処理技術の安全の向上」、「循環型社会を支える人づくり」を 4 つの柱として施策を展開するとしている。

また、坂戸市では、平成 23 年 3 月に「坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕」が策定されている。

## (10)地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kℓ/年以上の事業者の目標として、中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められている。また、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けられている。

埼玉県では、平成 21 年 2 月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」が策定されている。この計画は、平成 21～32 年度を計画期間として、温室効果ガスを基準年(平成 17 年)に比べて 25%削減することを目標としている。

また、平成 21 年 4 月に、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が制定されている。



(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 5.1.7-18 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川保全区域などに指定されている。

表 5.1.7-18 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	×	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×			
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	埼玉県生活環境保全条例	
	農用地区域	○	○	都市計画法	
	地域森林計画対象民有林	×	×	農業振興地域の整備に関する法律	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市指定)	×	×	森林法	
		×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	坂戸市文化財保護条例	
		×	○	川島町文化財保護条例	
×	×	東松山市文化財保護条例			
×	×	鶴ヶ島市文化財保護条例			
景観 保全	風致地区	×	×	東松山市文化財保護条例	
	大規模基準適用区域	×	×	鶴ヶ島市文化財保護条例	
景観 保全	大規模基準適用区域	×	×	都市計画法	
景観 保全	大規模基準適用区域	×	×	埼玉県景観条例	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

## 5.2 自然的状況

### 5.2.1 気象、大気質、騒音、振動等の状況

#### (1) 気象

##### ① 降水量・気温・日照時間

計画地の最寄りの気象観測所は、図 5.2.1-1 に示す鳩山地域気象観測所であり、平成 27 年における気温、降水量及び日照時間については表 5.2.1-1(1)に、過去 10 年間における気温、降水量及び日照時間の推移については表 5.2.1-1(2)に示すとおりである。

平成 27 年の年間降水量は 1,366.5mm、日平均気温は 15.1℃、最高気温は 38.3℃、最低気温は-7.0℃、年間の日照時間は 2028.3 時間を記録している。また、過去 10 年間の年間降水量は 1105.5～1651.5mm、年平均気温は 14.1～15.1℃、日照時間は 1548.6～2246.8 時間を記録している。

表 5.2.1-1(1) 鳩山地域気象観測所における気象の状況(平成 27 年)

月	降水量(mm)		気温(℃)					日照時間(h)	
	合計	日最大	最大 1 時間	平均			最高		最低
				日平均	日最高	日最低			
1	40.0	19.0	9.5	3.5	9.9	-2.6	15.5	-7.0	200.3
2	34.0	12.0	3.0	4.0	10	-1.8	19.0	-6.7	180.5
3	51.5	18.0	5.0	8.6	15.3	1.6	24.9	-4.6	196.5
4	82.0	20.0	4.5	13.4	19.8	7.2	30.5	0.9	152.7
5	33.5	18.5	8.5	20.0	27.3	12.6	32.8	5.4	243.7
6	209.0	40.5	23.5	21.7	27	17.3	32.3	12.6	147.9
7	264.5	166.5	43.0	26.0	31.3	22.0	38.0	18.7	178.9
8	153.5	63.0	32.5	26.2	31.3	22.6	38.3	17.2	133.9
9	324.5	143.0	35.0	21.6	26.5	18.0	32.2	10.4	112.9
10	36.0	17.5	8.5	16.5	22.6	11.2	28.2	4.4	182.3
11	106.5	23.5	8.0	12.4	17.4	8.0	23.4	-0.5	115.6
12	31.5	27.5	8.5	7.2	13.3	1.4	19.9	-4.1	183.6
年間	1,366.5	166.5	43.0	15.1	31.3	-2.6	38.3	-7.0	2028.8

出典:気象庁ホームページ

表 5.2.1-1(2) 鳩山地域気象観測所における気象の推移(平成 18～27 年)

年	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	平均	最高	最低	
平成 18 年	1441.0	118.0	14.1	36.8	-9.4	1548.6
平成 19 年	1251.0	121.0	14.5	39.1	-6.7	1967.7
平成 20 年	1401.0	97.0	14.1	37.0	-7.8	1819.3
平成 21 年	1105.5	100.5	14.4	37.1	-8.0	1795.8
平成 22 年	1188.0	63.5	14.7	38.5	-8.6	2030.4
平成 23 年	1396.5	162.5	14.2	39.4	-10.2	2073.8
平成 24 年	1269.0	102.5	14.1	37.6	-9.8	2102.0
平成 25 年	1206.0	100.5	14.6	39.8	-8.9	2246.8
平成 26 年	1651.5	149.0	14.3	38.6	-9.3	2221.9
平成 27 年	1366.5	166.5	15.1	38.3	-7.0	2028.8

出典:気象庁ホームページ

## ② 風向・風速

計画地の最寄りの一般大気常時監視測定局は、図 5.2.1-1 に示す坂戸測定局であり、平成 27 年における風向・風速については表 5.2.1-2(1)に、過去 10 年間における風向・風速の推移については表 5.2.1-2(2)に示すとおりである。

平成 27 年の年間最多風向は北北西、平均風速は 1.0m/s を記録している。また、過去 10 年間においては、年間最多風向は北北西、平均風速は 1.0～1.4m/s を記録している。

表 5.2.1-2(1) 坂戸測定局における風向・風速の状況(平成 27 年)

月	最多風向	平均風速	最大	
			風向	風速
1	北北西	1.7	北北西、北西	5.9
2	北北西	1.5	北西	5.5
3	北北西	1.5	北西	5.3
4	北北西	1.1	南南東	7.3
5	北北西	1.1	南南東	4.6
6	南南東	1.0	南東	3.8
7	南南東	0.9	南南東	4.9
8	北北東	0.6	南南東	3.8
9	北北西	0.5	南南東	2.5
10	北北西	0.6	南南東	3.4
11	北北西	0.6	北西	3.7
12	北北西	1.1	北北西	4.2
年間	北北西	1.0	南南東	7.3

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

表 5.2.1-2(2) 坂戸測定局における風向・風速の推移(平成 18～27 年)

年	最多風向	平均風速	最大	
			風向	風速
平成 18 年	北北西	1.2	北北西	9.5
平成 19 年	北北西	1.2	北北西	6.8
平成 20 年	北北西	1.1	北西	6.7
平成 21 年	北北西	1.2	南南東	7.0
平成 22 年	北北西	1.0	南南東	7.2
平成 23 年	北北西	1.0	南南東	7.5
平成 24 年	北北西	1.4	北北西	9.0
平成 25 年	北北西	1.3	北西	8.2
平成 26 年	北北西	1.2	北西、北北西、 南南東	6.0
平成 27 年	北北西	1.0	南南東	7.3

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

## (2) 大気質

### ① 大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、図 5.2.1-1 に示すとおり、一般大気環境測定局である坂戸測定局及び自動車排出ガス測定局である川島自排局が設置されている。平成 26 年度における各項目の測定結果は、表 5.2.1-3(1)～(4) に示すとおりである。なお、周辺の測定局では二酸化硫黄の測定は行われていないため、参考として計画地南東側約 4.5km の川越市川越測定局(一般大気環境測定局)の値を示した。

二酸化窒素及び二酸化硫黄については両物質とも環境基準を達成しているが、浮遊粒子状物質については、長期的評価は両局とも達成しているものの、短期的評価は川島自排局で未達成である。非メタン炭化水素については、「炭化水素に係る指針」(昭和 57 年 1 月、中央公害対策審議会答申)を未達成である。

表 5.2.1-3(1) 二酸化窒素の測定結果(平成 26 年度)

測定局名		年間平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	0.011	0.023	○
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.016	0.030	○

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成 26 年度)」(埼玉県環境部大気環境課)  
環境基準:1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

表 5.2.1-3(2) 二酸化硫黄の測定結果(平成 26 年度)

測定局名		年間平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)	
				長期的 評価 <sup>※1</sup>	短期的 評価 <sup>※2</sup>
一般環境 大気測定局	川越市川越測定局	0.002	0.003	○	○

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成 26 年度)」(埼玉県環境部大気環境課)  
環境基準:1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

表 5.2.1-3(3) 浮遊粒子状物質の測定結果(平成 26 年度)

測定局名		年間 平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2 日連続の 有無	環境基準の適否 (適○否×)	
					長期的 評価 <sup>※1</sup>	短期的 評価 <sup>※2</sup>
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	0.022	0.053	無	○	○
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.022	0.051	無	○	×

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成 26 年度)」(埼玉県環境部大気環境課)  
環境基準:1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

注)環境基準の長期的評価及び短期的評価の内容は、以下に示すとおりである。

※1 長期的評価:年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。

※2 短期的評価:測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。

表 5.2.1-3(4) 非メタン炭化水素の測定結果(平成 26 年度)

測定局名	年間平均値 (ppmC)	6~9 時における 3 時間平均値		指針※の適否 (適○否×)	
		年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)		
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.14	0.16	0.53	×

注)※「炭化水素に係る指針」(昭和 57 年 1 月、中央公害対策審議会答申)の内容は以下に示す。

午前 6 時から午前 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(平成 26 年度)」(埼玉県環境部大気環境課)

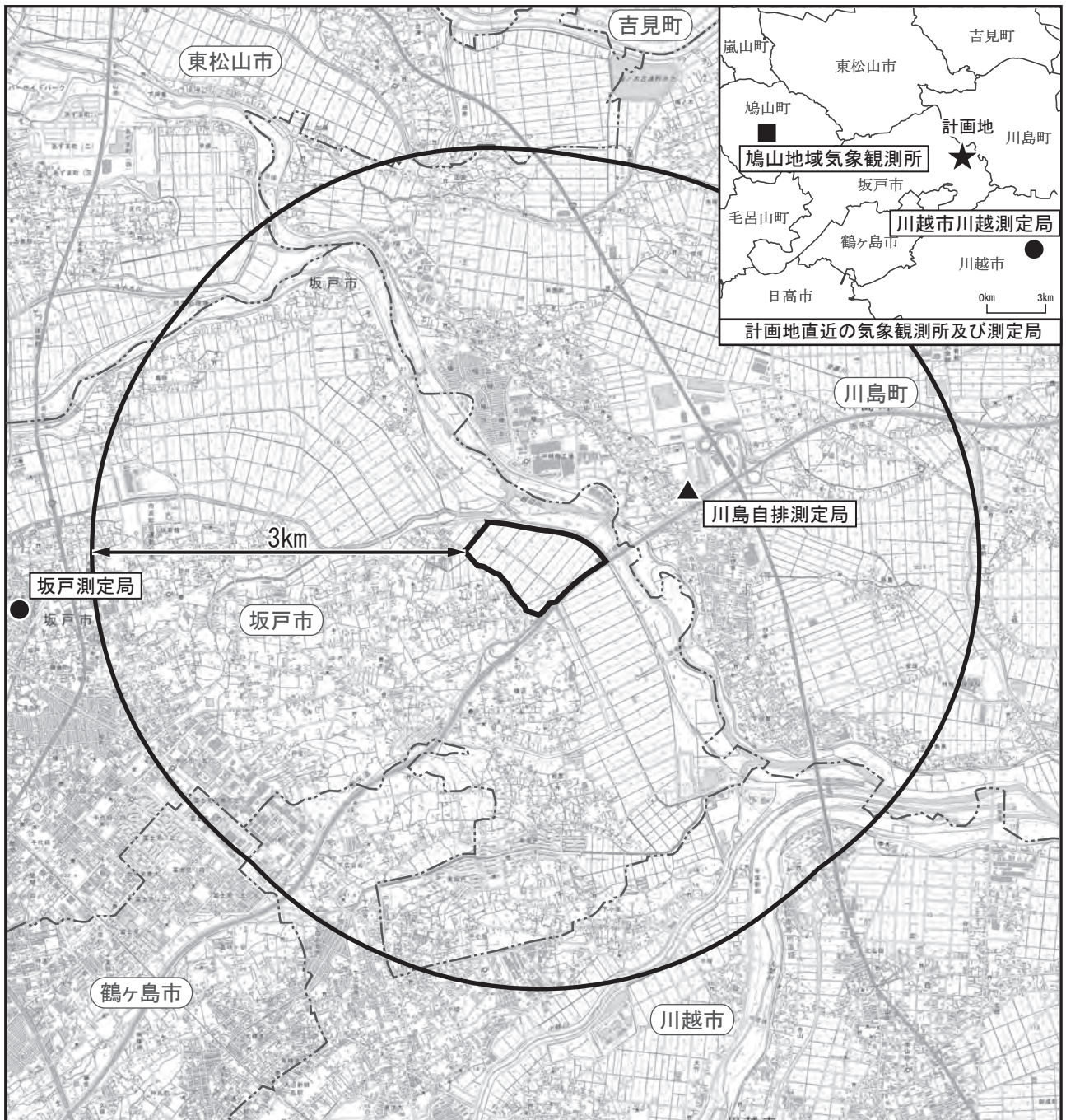
② 苦情の状況

平成 26 年度における坂戸市の公害に関する苦情件数は、表 5.2.1-4 に示すとおりであり、大気汚染に関する苦情は 19 件であった。







表 5.2.1-4 坂戸市の公害苦情件数(平成 26 年度)

種別 市名	大気 汚染	水質 汚染	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	不法 投棄	その他	総数
坂戸市	19	4	12	0	2	-	-	46	12	95

出典:「公害苦情受付件数」(平成 27 年 6 月、坂戸市環境保全課)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域(計画地敷地境界から3km)
-  : 気象観測所
-  : 一般環境大気測定局
-  : 自動車排出ガス測定局

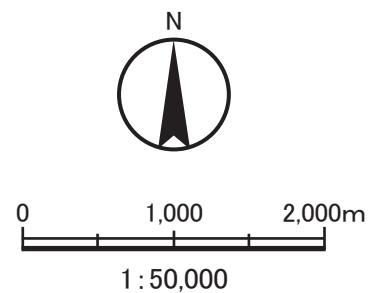


図5.2.1-1 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局の位置

### (3) 騒音

#### ① 騒音の状況

計画地周辺における道路交通騒音の点的評価結果は表 5.2.1-5(1)に、面的評価結果は表 5.2.1-5(2)に、道路交通騒音の測定地点は、図 5.2.1-2 に示すとおりである。

道路交通騒音の点的評価においては、一般国道 407 号は夜間、県道川越栗橋線は昼間及び夜間とも環境基準を未達成であった。また、面的評価においては、計画地南東側の一般国道 254 号(評価区間番号:2010-10860-1)で、基準値の超過が多くみられた。

表 5.2.1-5(1) 道路交通騒音の点的評価結果(平成 26 年度)

調査道路	測定場所	類型	車線	等価騒音レベル(dB)									
				測定値		環境基準			要請限度				
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否		
高速道路	1	関越自動車道	鶴ヶ島市脚折 1384-89	B	6	63	60	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	2	圏央道	鶴ヶ島市上広谷 590-13	B	4	56	51	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
国道	3	一般国道 254 号	川越市大字福田	B	4	65	65	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	4	一般国道 407 号	坂戸市石井 2327-6	B	4	67	67	70 ○	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
県道	5	県道川越栗橋線	川越市大字府川	B	2	71	67	70 ×	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
	6	県道川越坂戸 毛呂山線	坂戸市千代田 1-1-22	B	2	64	60	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	7	県道川越坂戸 毛呂山線	坂戸市千代田 1-1	B	2	65	62	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	8	県道川越坂戸 毛呂山線	鶴ヶ島市 五味ヶ谷 10-5	B	2	65	63	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	9	県道川越坂戸 毛呂山線	鶴ヶ島市 五味ヶ谷 255-2	B	2	65	62	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
	10	県道片柳川越線	坂戸市大字石井	B	2	66	60	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○
市道	11	市道 758 号線	鶴ヶ島市藤金 876-11	B	2	57	52	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○

注) 調査道路の番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県水環境課ホームページ)

表 5.2.1-5(2) 道路交通騒音の面的評価結果(平成 26 年度)

単位:戸

評価区間番号	路線名	測定地点における等価騒音レベル(dB)		評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
		昼間	夜間					
2010-10860-1	一般国道 254 号	74	73	572	307	120	0	145
2010-10870-1	一般国道 254 号	65	65	49	48	1	0	0
2010-40360-1	川越栗橋線	71	67	255	214	0	0	3
2010-60800-1	川越北環状線	67	60	95	95	0	0	0
2010-40360-1	県道川越栗橋線	71	67	255	214	0	0	41
2010-60800-1	県道川越北環状線	67	60	95	95	0	0	0
2010-41090-1	県道川越坂戸毛呂山線	65	61	1,378	1,378	0	0	0
2010-41110-1	県道川越坂戸毛呂山線	65	62	967	967	0	0	0
2010-61840-1	県道片柳川越線	66	60	44	44	0	0	0

注)評価区間番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県水環境課ホームページ)

② 苦情の状況

平成 26 年度における坂戸市の騒音に関する苦情の件数は、12 件であった(表 5.2.1-4 参照)。

(4) 振 動

① 振動の状況

計画地周辺の道路交通振動の測定地点は、図 5.2.1-2 に示すとおりである。

各測定地点の平成 26 年度の道路交通振動の測定結果は、表 5.2.1-6 に示すとおりであり、全地点で要請限度を下回っている。

表 5.2.1-6 道路交通振動の測定結果(平成 26 年度)

調査道路			測定場所	区域	車線	振動レベル				
						測定値		要請限度		
						昼間	夜間	昼間	夜間	適否
国	4	一般国道 407 号	坂戸市石井 2327-6	1	4	48	47	65 ○	60 ○	○
県	6	県道川越坂戸 毛呂山線	坂戸市千代田 1-1-22	1	2	37	33	65 ○	60 ○	○

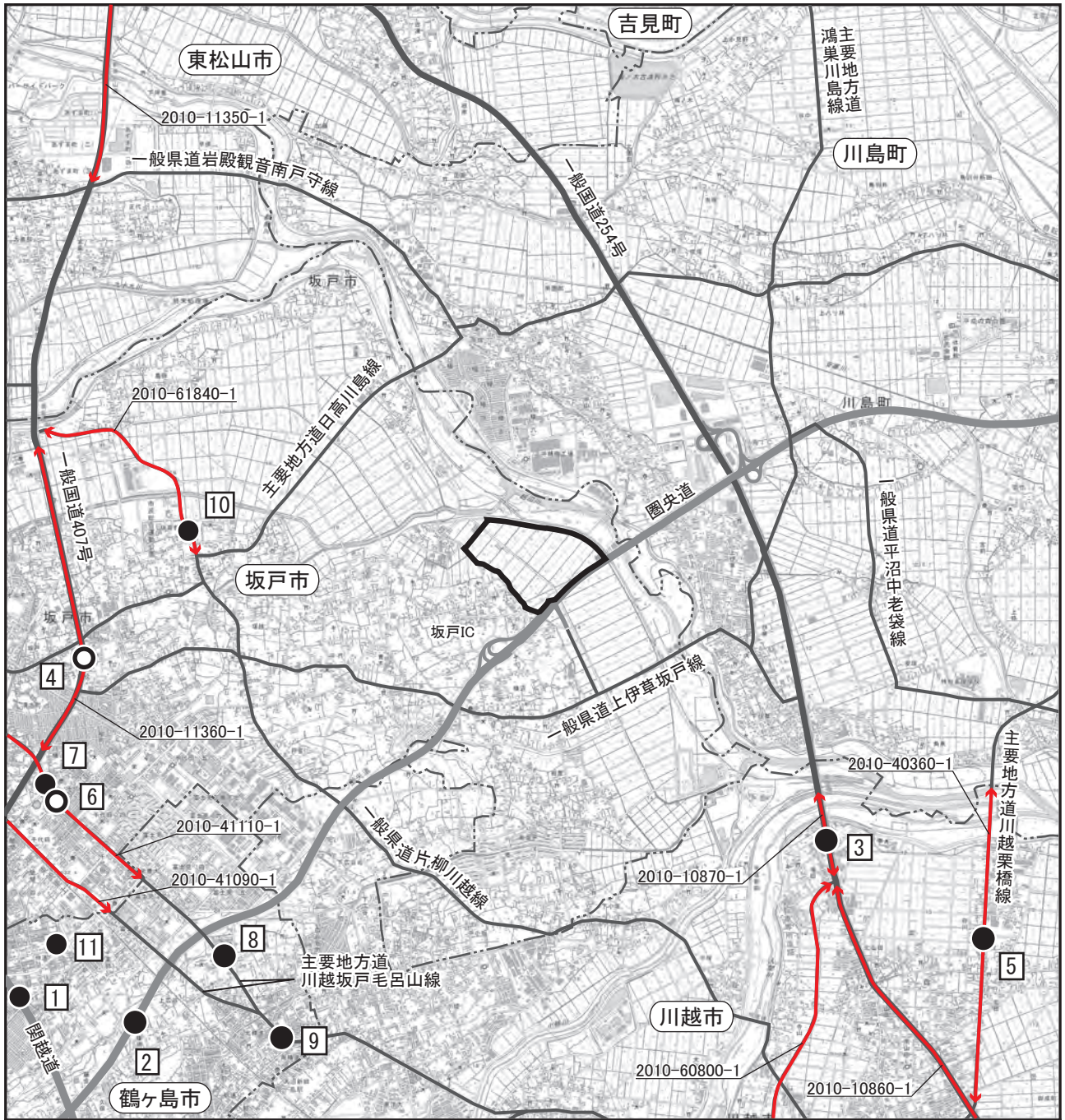
注)調査道路の番号は、図 5.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「平成 26 年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県水環境課ホームページ)

② 苦情の状況

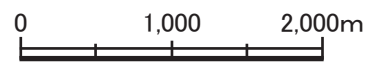
平成 26 年度における坂戸市の振動に関する苦情はない(表 5.2.1-4 参照)。





凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 騒音調査地点(点的評価)
- : 騒音(点的評価)・振動調査地点
- ↔ : 騒音調査地点(面的評価)



1 : 50,000

注) 図中の番号は、表5.2.1-5~6の調査道路の番号・評価区間番号と対応している。  
 出典: 「平成26年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県水環境課ホームページ)  
 「自動車騒音の常時監視結果」(独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

図5.2.1-2 道路交通騒音・振動測定地点の位置

## 5.2.2 水質、底質、水象等の状況

### (1) 水質

#### ① 河川

計画地周辺の河川等の公共用水域における水質の状況は、表 5.2.2-1～2 に示すとおりである。なお、水質測定地点は計画地に隣接する越辺川と、東松山市で越辺川の上流に合流する都幾川の地点を選定して示した。各測定地点の位置は図 5.2.2-1 に示すとおりである。

国土交通省荒川上流河川事務所による水質測定結果では、両地点で大腸菌群数が環境基準に適合していないが、それ以外の項目は環境基準に適合している。

坂戸市では市内を流れる河川の BOD の測定を行っており、B 類型に指定されている越辺川は平成 22 年度以降、環境基準に適合している。

表 5.2.2-1 国土交通省荒川上流河川事務所による水質測定結果(平成 26 年度)

項目	都幾川(東松山橋)		越辺川下流(落合橋)		環境基準	
	東松山橋		落合橋			
	A 類型		B 類型		A 類型	B 類型
	測定結果	環境基準 適否	測定結果	環境基準 適否		
pH	7.7	○	7.6	○	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
BOD (mg/ℓ)	0.6	-	1.9	-	2mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
SS (mg/ℓ)	2	○	7	○	25mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下
DO (mg/ℓ)	10	○	9.6	○	7.5mg/ℓ以上	5mg/ℓ以上
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	2,300	×	24,000	×	1,000MPN/ 100mℓ以下	5,000MPN/ 100mℓ以下
カドミウム (mg/ℓ)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 mg/ℓ以下	
全シアン (mg/ℓ)	ND	○	ND	○	検出されないこと	
鉛 (mg/ℓ)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/ℓ以下	
六価クロム (mg/ℓ)	<0.005	○	<0.005	○	0.05 mg/ℓ以下	
砒素 (mg/ℓ)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/ℓ以下	
総水銀 (mg/ℓ)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.0005 mg/ℓ以下	
PCB (mg/ℓ)	ND	○	ND	○	検出されないこと	
ジクロロメタン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 mg/ℓ以下	
四塩化炭素 (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.04 mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.04 mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	1 mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.006 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 mg/ℓ以下	
チウラム (mg/ℓ)	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 mg/ℓ以下	
シマジン (mg/ℓ)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 mg/ℓ以下	
チオベンカルブ (mg/ℓ)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.02 mg/ℓ以下	
ベンゼン (mg/ℓ)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/ℓ以下	
セレン (mg/ℓ)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/ℓ以下	
硝酸・亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	3.3	○	1.2	○	10 mg/ℓ以下	
ふっ素 (mg/ℓ)	0.11	○	0.08	○	0.8 mg/ℓ以下	
ぼう素 (mg/ℓ)	0.03	○	0.03	○	1 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	<0.005	○	<0.005	○	0.05 mg/ℓ以下	

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部)

表 5.2.2-2 坂戸市による河川及び水路の BOD 測定結果の推移

単位:mg/ℓ

年 度	越辺川		越辺川		飯盛川		飯盛川		谷治川		環境基準
	高坂橋		川越境		片柳地内		小沼地内		石井地内		
	B 類型		B 類型		類型なし		類型なし		類型なし		
	測定値	測定値	環境基準 適否	環境基準 適否	測定値	環境基準 適否	測定値	環境基準 適否	測定値	環境基準 適否	
平成 22 年度	1.0	1.8	○	○	2.3	-	4.6	-	4.1	-	3mg/ℓ 以下
平成 23 年度	0.7	2.8	○	○	2.1	-	4.3	-	3.7	-	
平成 24 年度	0.6	1.2	○	○	2.3	-	2.2	-	3.5	-	
平成 25 年度	1.0	2.4	○	○	2.0	-	5.3	-	3.7	-	
平成 26 年度	0.7	2.0	○	○	2.1	-	3.6	-	5.0	-	

出典:「河川水質調査結果」(平成 26 年 6 月、坂戸市環境保全課)

## ② 地下水

計画地周辺では地下水の概況調査が行われており、調査結果は表 5.2.2-3(1)に、環境基準超過地点の詳細は表 5.2.2-3(2)に示すとおりである。

平成 26 年度においては、計画地が位置する坂戸市と関係市町の川越市及び東松山市で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、また川島町で砒素が環境基準を超過していた。なお、平成 26 年度は鶴ヶ島市で地下水の概況調査は行われていない。

表 5.2.2-3(1) 地下水の概況調査結果(環境基準超過状況)(平成 26 年度)

測定項目	坂戸市 2 地点	川島町 2 地点	川越市 3 地点	東松山市 2 地点	環境基準 (mg/ℓ)
カドミウム	0	0	0	0	0.003 以下
砒素	0	2	0	0	0.01 以下
四塩化炭素	0	0	0	0	0.002 以下
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	0	1	1	10 以下
ふっ素	0	0	0	0	0.8 以下
ほう素	0	0	0	0	1 以下

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部)

表 5.2.2-3(2) 概況調査の環境基準超過地点

項 目	超過地点	濃 度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	坂戸市浅羽	11	10 以下
	川越市今福	12	
	東松山市西本宿	14	

## ③ 苦情の状況

平成 26 年度における坂戸市の水質汚染に関する苦情件数は、4 件であった(表 5.2.1-4 参照)。

## (2)底 質

計画地周辺の平成 26 年度における底質測定結果は表 5.2.2-4 に、測定地点の位置は図 5.2.2-1 に示すとおりである。なお測定地点は、「(1)水質 ①河川」と同様に、越辺川及び都幾川の地点を選定した。

底質については、水銀及び PCB について、「底質の暫定除去基準」(昭和 50 年 10 月 28 日、環水管 119、環境庁)により底質に暫定除去基準が定められており、両地点の各項目とも基準値を下回っている。

表 5.2.2-4 底質測定結果(平成 26 年度)

測定項目	都幾川	越辺川	底質の 暫定除去基準
	東松山橋	落合橋	
カドミウム (mg/kg 乾泥)	0.06	0.08	—
鉛 (mg/kg 乾泥)	2.5	8.5	—
砒素 (mg/kg 乾泥)	1.0	2.5	—
総水銀 (mg/kg 乾泥)	<0.01	0.02	25ppm 以上
アルキル水銀 (mg/kg 乾泥)	—	<0.01	25ppm 以上
PCB (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	10ppm 以上
pH	7.8	7.3	—
乾燥減量(水分) (%)	17	18	—
色相	茶褐色	茶褐色	—
性状	砂混じりレキ	レキ混じり砂	—
臭気	弱土臭	弱土臭	—

出典:「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 28 年 3 月、埼玉県環境部)

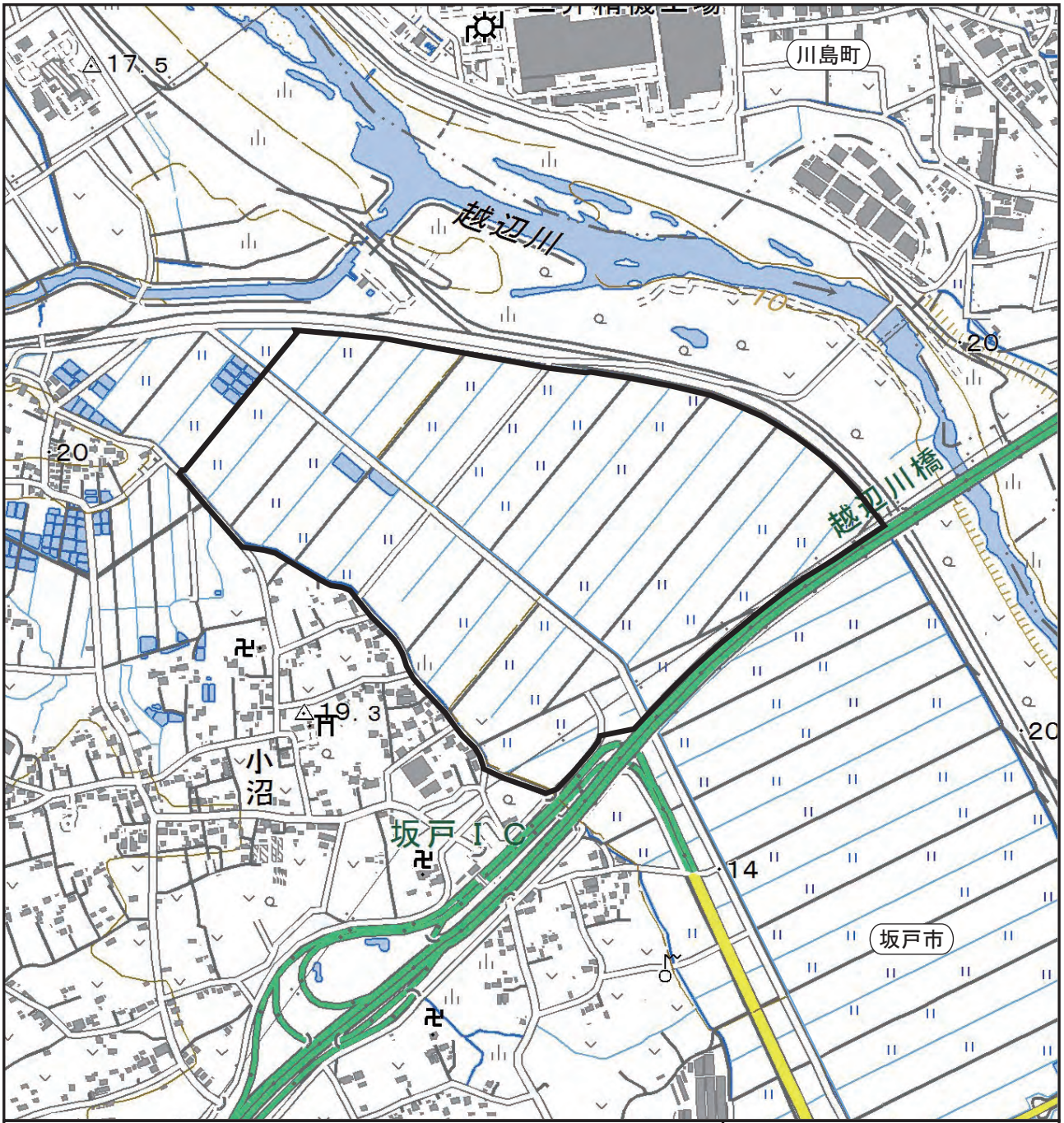
## (3)水 象

計画地周辺には、計画地北側から南東方向にかけて一級河川である越辺川が、西側には飯盛川流れており、計画地北側で越辺川と合流する。

また、計画地及び周辺地域における河川、農業用水路等の状況は、図 5.2.2-2 に示すとおりであり、計画地及び周辺地域は水田であり、農業用水、農業排水等の水路が多く分布する。

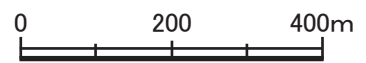
なお、計画地周辺には調整池及び養魚池等は存在するが、湧水は確認されていない。





凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 河川、調整池、養魚池等
- : 農業用水等



1:10,000

図5.2.2-2 計画地及び周辺地域の河川等の分布状況

## 5.2.3 土壌及び地盤の状況

### (1) 土 壌

#### ① 農用地における土壌汚染

埼玉県では、昭和 46 年度から農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて調査を 5 年に 1 度行っている。昭和 54 年～平成 24 年までの土壌汚染状況調査結果は、表 5.2.3-1 に示すとおりであり、各項目ともに全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。

表 5.2.3-1 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中(乾物)								玄米中(現物)			
		銅(mg/kg)				砒素(mg/kg)				カドミウム(mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数
一巡目	S.54～S.57 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	S.59～S.62 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	H.元～H.04 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	H.06～H.09 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	H.11～H.14 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	H.16～H.19 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	H.21～H.24 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	47

注) 1.環境基準は以下のとおりである。

銅:125mg/kg 未満、砒素:15mg/kg 未満、カドミウム(米中):0.4mg/kg 以下

2. nd:検出限界以下 tr:極微量検出

出典:「平成 27 年度版 埼玉県環境白書資料編」(平成 27 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

## ② ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定(発生源周辺状況把握調査及び一般環境把握調査)を行っている。

平成 25 年度の関係市の調査地点における一般環境把握調査結果は、表 5.2.3-2 に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準に適合している。

表 5.2.3-2 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果(平成 25 年度の一般環境把握調査)

調査地点		ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
坂戸市	石井	19
	新堀	5.8
川越市	大字豊田本	0.87
	大字久下戸	3.5
鶴ヶ島市	大字五味ヶ谷	2.6

出典:「平成 27 年度版 埼玉県環境白書資料編」

(平成 27 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

## ③ 土壌の分布状況

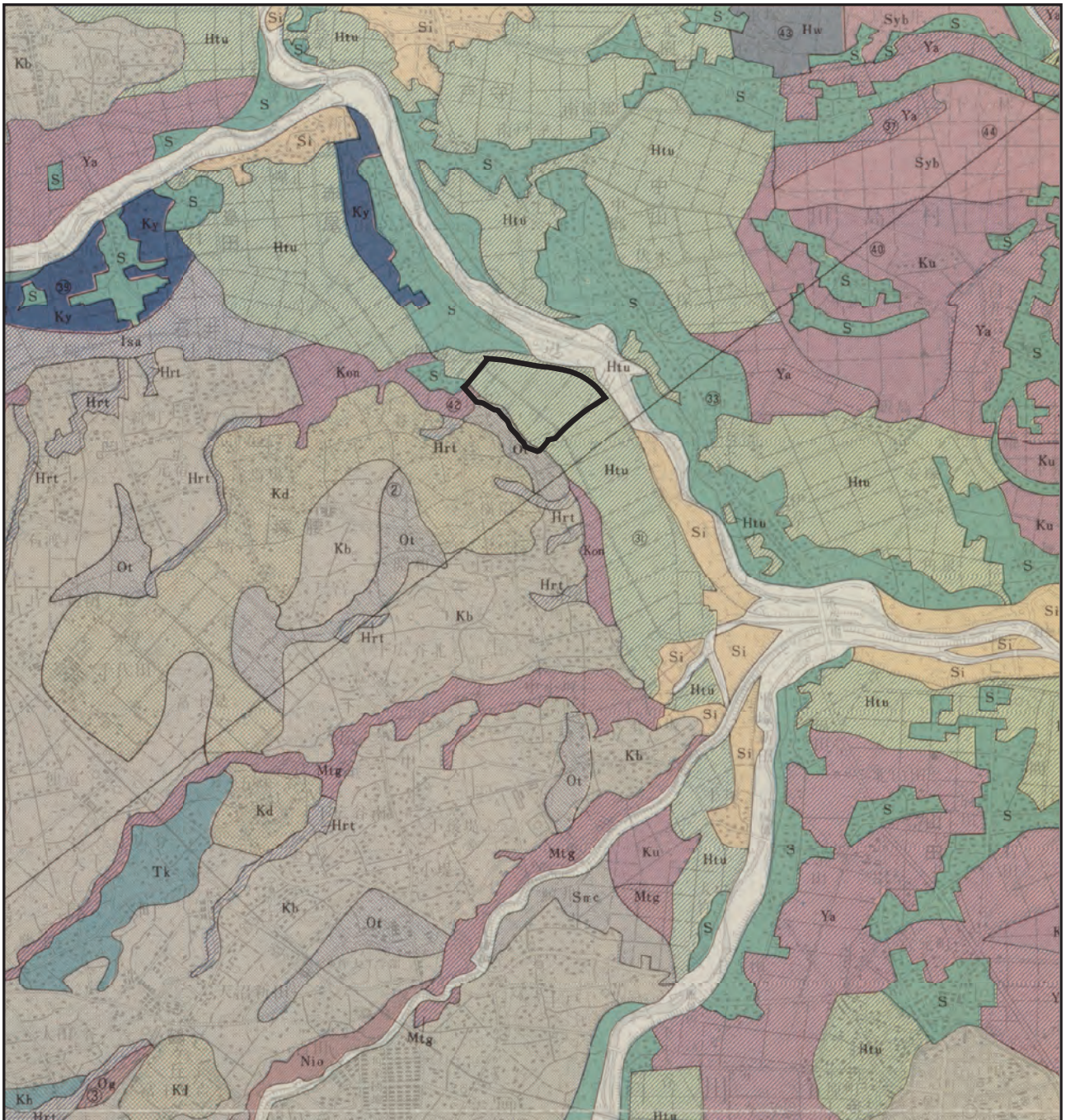
調査対象地域の表層土壌の分布状況は、図 5.2.3-1 に示すとおりである。

計画地には、主に細粒灰色低地土壌(平塚統)が分布している。

## ④ 苦情の状況

平成 26 年度における坂戸市の土壌汚染に関する苦情はない(表 5.2.1-4 参照)。





凡例

: 計画地

厚層黒ボク土壌

Ot : 大竹統  
 Oa : 太田ヶ谷統

黒ボク土壌

Kb : 青山統  
 Tk : 高倉統  
 Kh : 上広谷統

黒ボクグライ土壌

Sme : 新町統  
 Hrt : 広田統  
 Mtg : 三ツ木統

淡色黒ボク土壌

Kd : 児玉統

褐色低地土壌

Si : 新戒統

細粒灰色低地土壌

Htu : 平塚統

灰色低地土壌

S : 清水統

細粒グライ土壌

Ya : 山田統

グライ土壌

Ky : 片柳統

低地泥炭土壌

Ku : 鯨井統  
 Syb : 下八ッ林統  
 Kon : 小沼統

黒泥土壌

Hw : 花和田統



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 土壌図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図5.2.3-1 土壌図

## (2)地 盤

### ① 地盤沈下の状況

計画地周辺における平成 21 年度～平成 26 年度の地盤標高の変動量の測量結果は表 5.2.3-3 に、調査地点は図 5.2.3-2 に示すとおりである。

過去 5 年間の地盤標高の変動量は-19.2～-53.3mm と大きく沈下しているが、これは平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による影響である。なお、平成 26 年には全地点で隆起に転じている。

表 5.2.3-3 地盤標高の変動量の推移

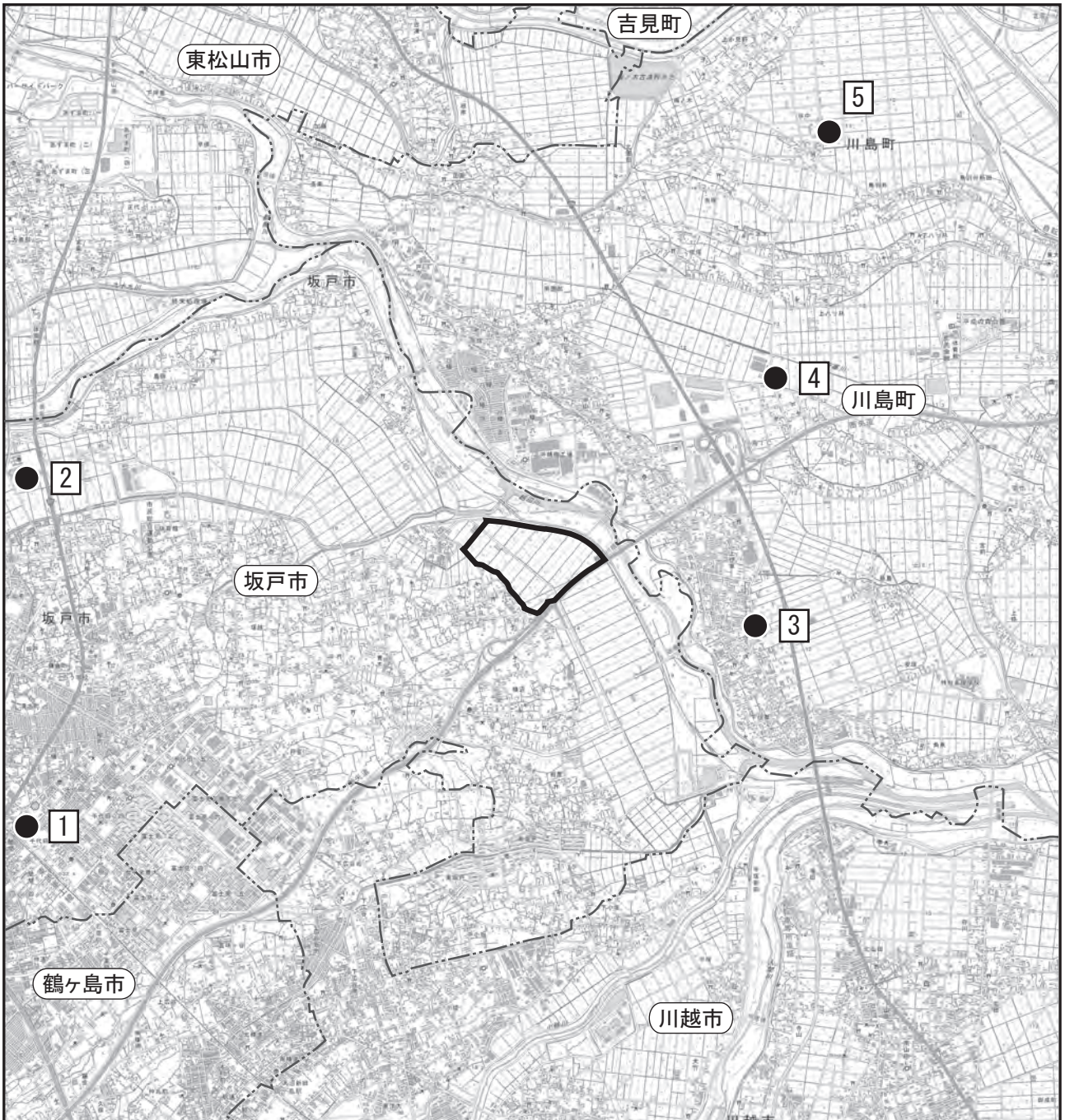
番号	調査地点	調査開始年月日 (平成) (昭和)	各年別変動量 (mm)					過去 5 年間の 変動量 平成 22.1.1 平成 27.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 (mm)	平成 27.1.1 の真高 (T.P.) (mm)	
			平成 22.1.1 平成 23.1.1	平成 23.1.1 平成 24.1.1	平成 24.1.1 平成 25.1.1	平成 25.1.1 平成 26.1.1	平成 26.1.1 平成 27.1.1				
1	坂戸市	坂戸中学校	53.1.1	-3	-13	-7	-1	+4.3	-19.2	-73.4	31.4312
2		片柳小学校	58.1.1	-3	-16	-4	-5	+6.4	-20.6	-56.8	20.0263
3	川島町	坂本モータース	7.1.1	-19	-24	-8	-5	+2.5	-53.3	-101.8	11.9171
4		JA 埼玉中央 川島支店内	50.1.1	-6	-23	0	-4	+3.3	-29.5	-143.5	12.3509
5		川島町立 小身野小学校	50.1.1	-7	-21	-1	-4	+5.8	-25.8	-103.7	12.1485

注) 表中の番号は、図 5.2.3-2 中の番号に対応する。




出典:「平成 26 年度水準測量成果表」(平成 27 年 6 月、埼玉県環境部水環境課)

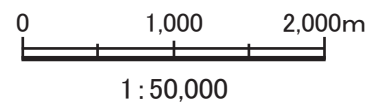
### ② 苦情の状況

平成 26 年度における坂戸市の地盤沈下に関する苦情はない(表 5.2.1-4 参照)。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 地盤標高の変動量の調査地点



注) 図中の番号は表5.2.3-3の番号と対応している。

図5.2.3-2 地盤標高の変動量の調査地点の位置

## 5.2.4 地形及び地質の状況

### (1) 地形の状況

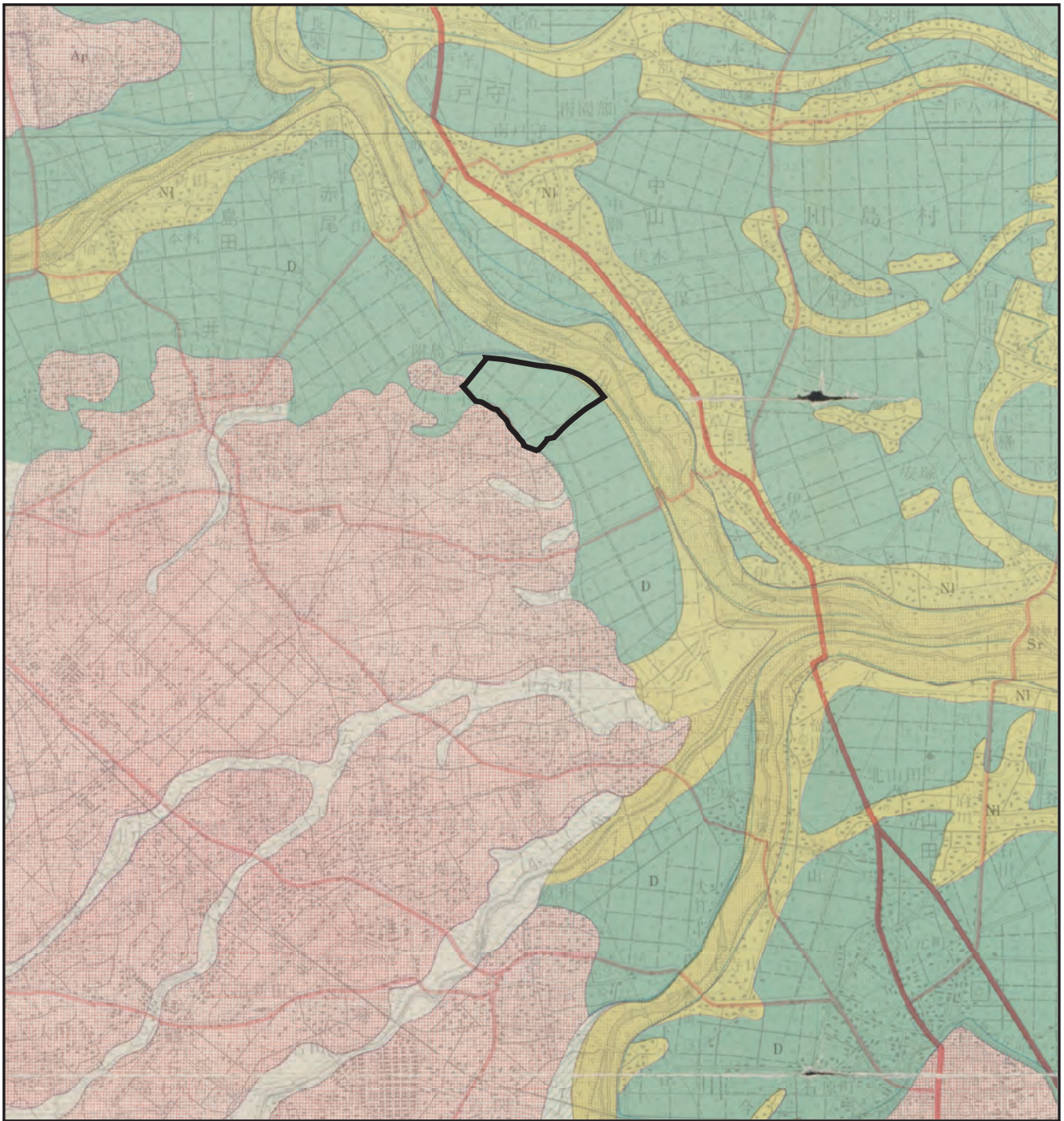
計画地及び周辺地域の地形分類は、図 5.2.4-1 に示すとおりである。

計画地、越辺川沿いの地域及び川島町域には、広く三角州が分布しており、計画地南西側一帯には火山灰台地が分布している。

### (2) 地質の状況

計画地及び周辺地域の表層地質は、図 5.2.4-2 に示すとおりである。


計画地を含め、主に三角州の分布する地域は、泥などの未固堆積物となっている。また、火山灰台地が分布する地域は、主にロームからなる火山性堆積物が分布している。





凡例


 : 計画地

台地・低地

 : 火山灰台地


 : 谷底平野


 : 扇状地

 : 三角州

 : 河原

その他

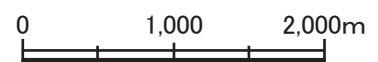
 : 自然堤防

 : 1.2級水系およびその河川流域界

 : 貯水池

 : 国道

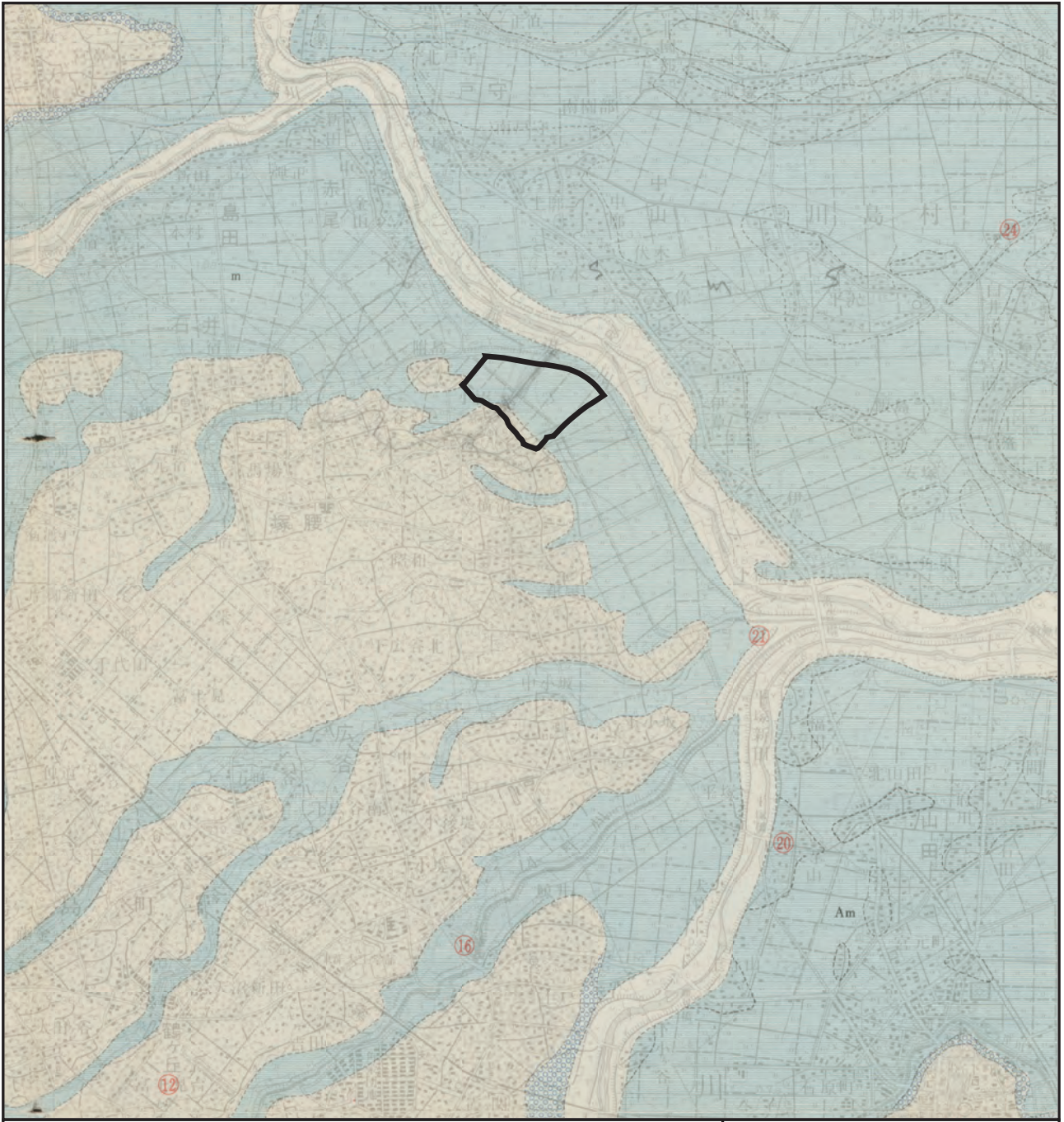
 : 県道



1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 地形分類図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図5.2.4-1 地形分類図



凡例

 : 計画地

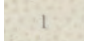
未固堆積物

 sm : 砂泥

 m : 泥

 : 礫

火山性堆積物

 l : ローム



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 表層地質図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図5.2.4-2 表層地質図

## 5.2.5 動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況

### (1) 動物

#### ① 動物相の状況

埼玉県は、関東地方中西部に位置し、面積約 3,800km<sup>2</sup> の内陸県であり、東部から西部にいくにしたがい標高が高くなっている。東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、中部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。

このような地形に合わせて生育する植物種が変わっていき、それらを餌とする動物の分布が変わってくる。埼玉県の動物相については標高 50m以下の低地帯、標高 50～200mの台地・丘陵帯、標高 200～800mの低山帯、標高 800～1,600mの山地帯、標高 1,600m以上の亜高山帯に区分できる(「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」(平成 20 年 3 月、埼玉県))。計画地周辺は、低地帯に属している。

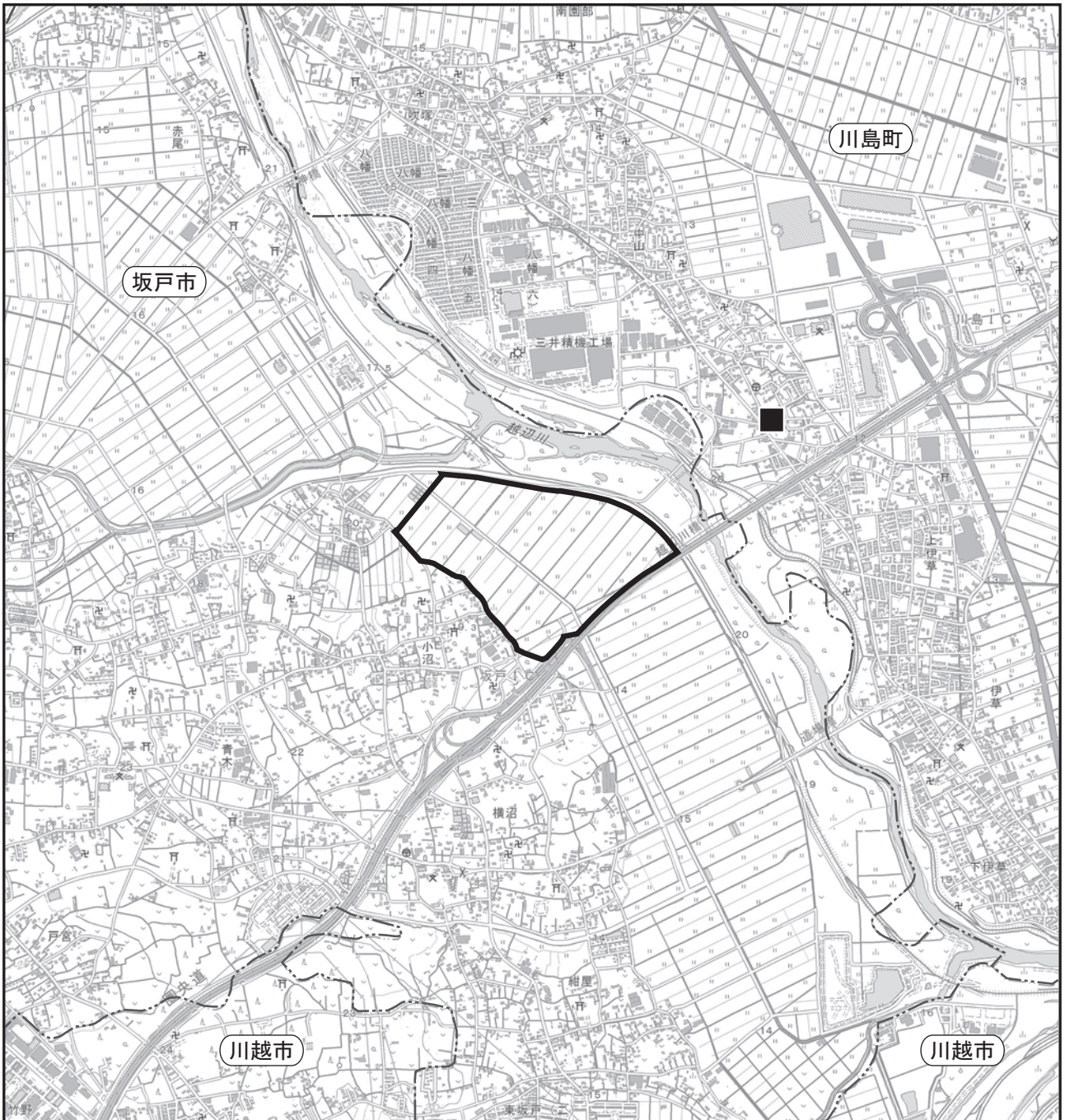
「坂戸市動植物調査」(平成 11 年度、平成 12 年度、坂戸市)では、哺乳類 10 種、鳥類 118 種、爬虫類 8 種、両生類 7 種、昆虫類 1,184 種、魚類 34 種、底生生物 244 種が確認されている。

#### ② 貴重な動物の分布状況

「第 4 回自然環境保全基礎調査 埼玉県環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると、計画地周辺ではタヌキが分布している。また、サギの集団ねぐらが確認されており、その位置は図 5.2.5-1 に示すとおりである。

「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」(平成 20 年 3 月、埼玉県)によると、計画地周辺は低地帯の荒川以西に属しており、この地域ではホンダタヌキなどの哺乳類、オオタカ及びホオジロなどの鳥類、クサガメ及びアオダイショウなどの爬虫類、トウキョウサンショウウオ及びカジカガエルなどの両生類、スナヤツメ及びナマズなどの魚類、オオチャバネセセリ及びコムラサキなどの昆虫類が確認されている。

「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」(平成 20 年度～平成 25 年度、坂戸市)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する種として、哺乳類 4 種、鳥類 18 種、爬虫類 4 種、両生類 2 種、昆虫類 4 種、魚類 2 種、クモ類 1 種、軟体動物 1 種が確認されている(表 5.2.5-1 参照)。



凡例



: 計画地



: 市町界



: サギ類ねぐら位置



1 : 25,000

出典:「第4回自然環境保全基礎調査 埼玉県環境情報図」(平成7年、環境庁)

図5.2.5-1 サギ類ねぐら位置



表 5.2.5-1 坂戸 IC 周辺地区自然環境調査により確認された注目すべき動物

No.	分類	確認種類名	調査年度						レッドリスト カテゴリー		
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国レッド	埼玉レッド(全県)	埼玉レッド(荒川以西)
1	哺乳類	ホンドカヤネズミ	○	○						NT1,NT2	NT1,NT2
2		ホンドタヌキ	○		○	○	○			RT	NT2
3		ホンドキツネ	○		○	○	○			RT	VU
4		ホンDOIタチ			○	○	○	○		RT	
5	鳥類	チュウサギ			○	○	○	○	NT	VU(繁殖)	VU(繁殖)
6		オオハクチョウ				○				CR(越冬)	CR(越冬)
7		コハクチョウ		○	○	○	○	○		NT1(越冬)	NT1(越冬)
8		クイナ				○				VU(越冬)	VU(越冬)
9		ケリ			○	○	○	○	DD	LP(繁殖),EN(越冬)	EN(越冬)
10		タゲリ			○	○	○	○		NT2(越冬)	NT2(越冬)
11		イソシギ				○	○	○		NT2(繁殖)	NT2(繁殖)
12		シラコバト				○			EN	VU(繁殖,越冬)	VU(繁殖,越冬)
13		オオタカ	○	○	○	○	○	○	NT	VU(繁殖,越冬)	VU(繁殖),NT2(越冬)
14		ハイタカ			○	○	○	○			
15		ノスリ	○	○	○	○	○	○		NT2(繁殖,越冬)	VU(越冬)
16		サンバ		○	○	○	○	○	VU	EN(繁殖)	CR(繁殖)
17		チュウヒ				○				EN(越冬)	EN(越冬)
18		ハヤブサ			○	○	○	○	VU	VU(越冬)	VU(越冬)
19	チョウゲンボウ		○	○	○	○	○		NT2(繁殖)	NT2(繁殖)	
20	カワセミ			○	○	○	○		LP(繁殖)	NT2(繁殖)	
21	ホオジロ			○	○	○	○		RT(繁殖)	NT2(繁殖)	
22	ベニマシコ			○	○	○	○		RT(越冬)	NT2(越冬)	
23	爬虫類	クサガメ			○	○	○	○		NT2	NT2
24		アオダイショウ			○	○	○	○		NT2	NT2
25		ヤマカガシ				○	○	○		NT2	NT2
26		ニホンマムシ					○			RT	NT2
27	両生類	トウキョウダルマガエル	○	○	○	○	○	○	NT	NT2	NT2
28		ニホンアカガエル	○	○						RT	NT2
29	魚類	ナマズ	○		○					NT2	NT2
30		メダカ	○	○	○	○	○	○	VU	VU	VU
31	昆虫類	ギンイチモンジセセリ				○	○	○		NT2	NT2
32		コムラサキ				○	○			NT1	NT1
33		ホンサナエ				○				VU	VU
34		ヒガシキリギリス					○	○		NT1	NT1
35	クモ類	コガネグモ			○	○	○	○		EN	EN
36	軟体動物	ドブガイ	○		○	○				NT2	NT2

注) △: 当該年度内に直接確認することは出来なかったが、前年度までに確認されていた生育地の環境に大きな変化は認められなかったため、生育が継続している可能性が高い

(カテゴリー)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT,NT1,NT2: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれがある地域個体群 RT: 地域別危惧(調査地区は、荒川以西に位置する。)

出典: 「坂戸IC周辺地区自然環境調査」(平成20年度～平成25年度、坂戸市)

## (2) 植 物

### ① 植生の状況

埼玉県の地形の概要は、東部から西部にかけて標高が高くなっており、東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、その間の中間部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。これらの地形のうち最も広い面積を占めているのが平野部で、標高 50m 以下の地域が県土の 49%を占めている。このような地形の概要に伴い、成立する自然環境の内容も東部から西部に標高が高くなるにつれて変化が見られ、東部の平野部から西部の山岳地にかけて、暖温帯林・中間温帯林・冷温帯林・亜寒帯林へと変化をとげる。暖温帯林はシイやカシ等を中心とする常緑広葉樹林、中間温帯林はモミやツガを中心とする常緑針葉樹林、冷温帯林はブナやミズナラを中心とする落葉広葉樹林、亜寒帯林はコメツガやシラビソを中心とする常緑針葉樹林がそれぞれ極相林と考えられている(「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県))。

計画地周辺の現存植生は、図 5.2.5-2 に示すとおりであり、計画地は主に水田雑草群落であり、一部開放水域となっている。計画地周辺には越辺川増の低地を中心に水田雑草群落が広がり、越辺川沿いにはクヌギ群落(VI)、牧草地、オギ群集、畑雑草群落、放棄畑雑草群落などが見られる。南から南西側の台地上には果樹園、緑の多い住宅地、畑地雑草群落などが分布している。

また、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)によると、計画地及び計画地周辺は、荒川西台地に属しており、この地域にはシイ・カシ等の照葉樹林が広域に分布していたと推定されるが、社寺林等としてごくわずかに残るのみである。

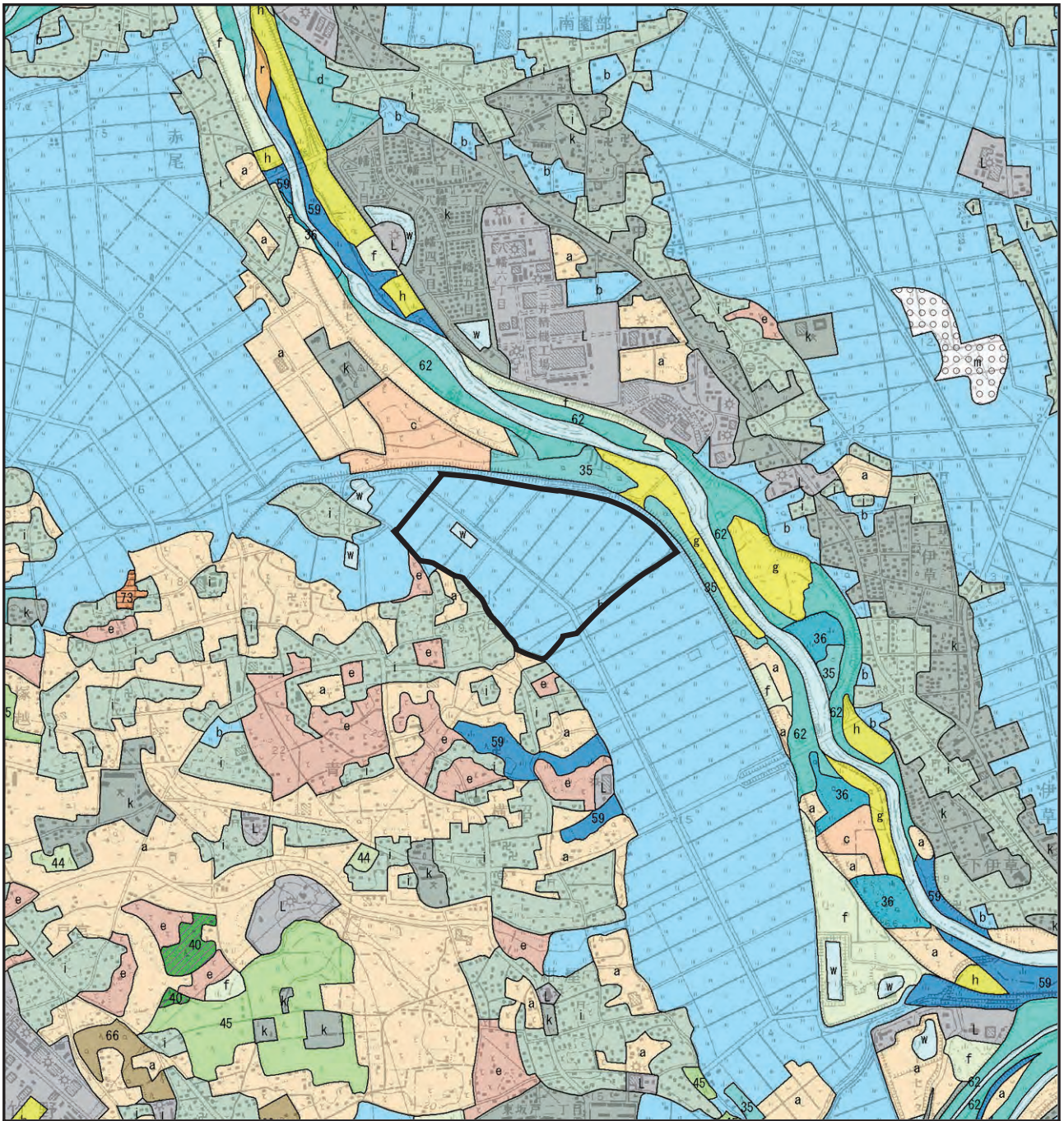
### ② 植物相の状況

坂戸市が平成 11 年度から平成 13 年度にかけて実施した調査では、134 科 904 種が確認されている。

### ③ 貴重な植物の分布状態

「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」(平成 20 年度～平成 25 年度、坂戸市)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する種として、ミゾコウジュ、カワヂシャ等の 18 種が確認されている(表 5.2.5-2 参照)。

なお、「第 4 回自然環境保全調査 埼玉県自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると、計画地及び周辺地域における巨樹及び巨木林は確認されていない。



凡例

- |                   |                   |              |
|-------------------|-------------------|--------------|
| : 計画地             | 66 : スギ・ヒノキ・サワラ植林 | b : 水田雑草群落   |
| 35 : クヌギ群落 (VI)   | 73 : モウソウチク林      | d : 放棄水田雑草群落 |
| 36 : ヤナギ低木群落 (VI) | h : ゴルフ場・芝地       | k : 市街地      |
| 40 : ケヤキ・シラカン群落   | g : 牧草地           | i : 緑の多い住宅地  |
| 44 : クリーコナラ群集     | f : 路傍・空地雑草群落     | L : 工場地帯     |
| 45 : クヌギ・コナラ群集    | c : 放棄畑雑草群落       | m : 造成地      |
| 59 : ヨシクラス        | e : 果樹園           | w : 開放水域     |
| 62 : オギ群集         | a : 畑雑草群落         | r : 自然裸地     |

出典: 「1/25,000植生図(川越北部)」  
 (2006年、自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局生物多様性センター)

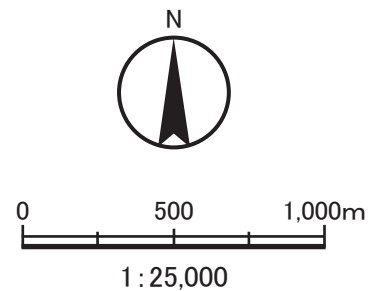


図5.2.5-2 植生図

表 5.2.5-2 坂戸 IC 周辺地区自然環境調査により確認された注目すべき植物

No.	分類	確認種類名	調査年度						レッドリスト カテゴリー		
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国レッド	埼玉レッド(全県)	埼玉レッド(荒川以西)
1	植物	ミズワラビ	○	○	○	○	○	○		EN	
2		ハンゲショウ	○	○	○	○	○	○		NT	
3		タコノアシ	○	○	○	○	○	○	VU	EN	
4		ミズマツバ	○	○	○	○	△	○	VU	VU	
5		ホザキノフサモ	○	○	○	○	△	△		EN	
6		フサモ	○	○	○	○	△	△		EN	
7		ヌマトランノオ	○	○	○	○	△	△		NT	
8		ミノコウジュ	○	○	○	○	○	○	NT	VU	
9		キクモ	○	○	○	○	○	○		NT	
10		カワヂシャ		○	○	○	△	○	NT	NT	
11		オグルマ	○	○	○	○	○	○		NT	
12		ウリカワ				○		○		NT(H23年度新規指定)	
13		エビモ	○	○	○	○	△	△		VU	
14		ミクリ	○	○	○	○	○	△	NT	EN	
15		マツカサススキ				○	○	○		NT(H23年度新規指定)	
16		ウキゴケ	○	○	○	○	△	△		VU	
17		イチヨウウキゴケ	○	○	○	○	△	△	VU	VU	
18		シャシクモ	○	○	○	○	○	○	VU	CR	

注) △: 当該年度内に直接確認することは出来なかったが、前年度までに確認されていた生育地の環境に大きな変化は認められなかったため、生育が継続している可能性が高い

(カテゴリー)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT, NT1, NT2: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれがある地域個体群 RT: 地域別危惧(調査地区は、荒川以西に位置する。)

出典: 「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」(平成20年度～平成25年度、坂戸市)

### (3)生態系

計画地は、平坦な地形で水田が広い面積を占めており、計画地周辺地域の南北にも水田が広がっている。また、計画地東側を越辺川が南北に流れており、水田には複数の水路が流れている。計画地西側には住宅、農地及び屋敷林が混在しており、計画地の南側には東西方向に圏央道が通っている。

計画地及び周辺地域における生態系の代表的な基礎生産者は、水田であり、これらの環境を反映して、鳥類ではホオジロ、カワラヒワ、スズメ、サギ類等の農耕地に多くみられる鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチ等の平野部の水田で一般的に見られる哺乳類、水田依存するカエル類とこれを餌とするヘビ類、多くの昆虫類などの生息が考えられる。

また、越辺川、水田の用水路には、コイ、ウグイ、ドジョウ、ギンヤンマ、カワニナ等の水生生物の生息が考えられ、水生植物、付着藻類を基礎生産とする生態系が成立しているものと考えられる。

生態系の上位性種としてオオタカ、サシバ等の猛禽類、ホンドタヌキやイタチ等の哺乳類があげられ、計画地及び周辺地域における生態系は、水田及び水域を主体に成立した生態系が構成されている。

## 5.2.6 景観、自然とのふれあいの場

### (1) 景観

#### ① 地域景観の状況

計画地は、越辺川及び飯盛川に沿って広がる水田地域で、低地部に位置している。

計画地及び周辺地域は農用地域となっており、南北に水田が広がっているほか、計画地の南側には東西方向に圏央道が隣接している。また計画地の西側には住宅、農地及び森林が、北側の越辺川を挟んだ川島町域には工場や住宅などが混在して分布している。

計画地周辺の景観資源は、越辺川及び飯盛川沿いに広がる水田や森林といった自然的要素と、計画地南側を通る圏央道の高架橋や西側の住宅といった人工的要素が混在してみられる。

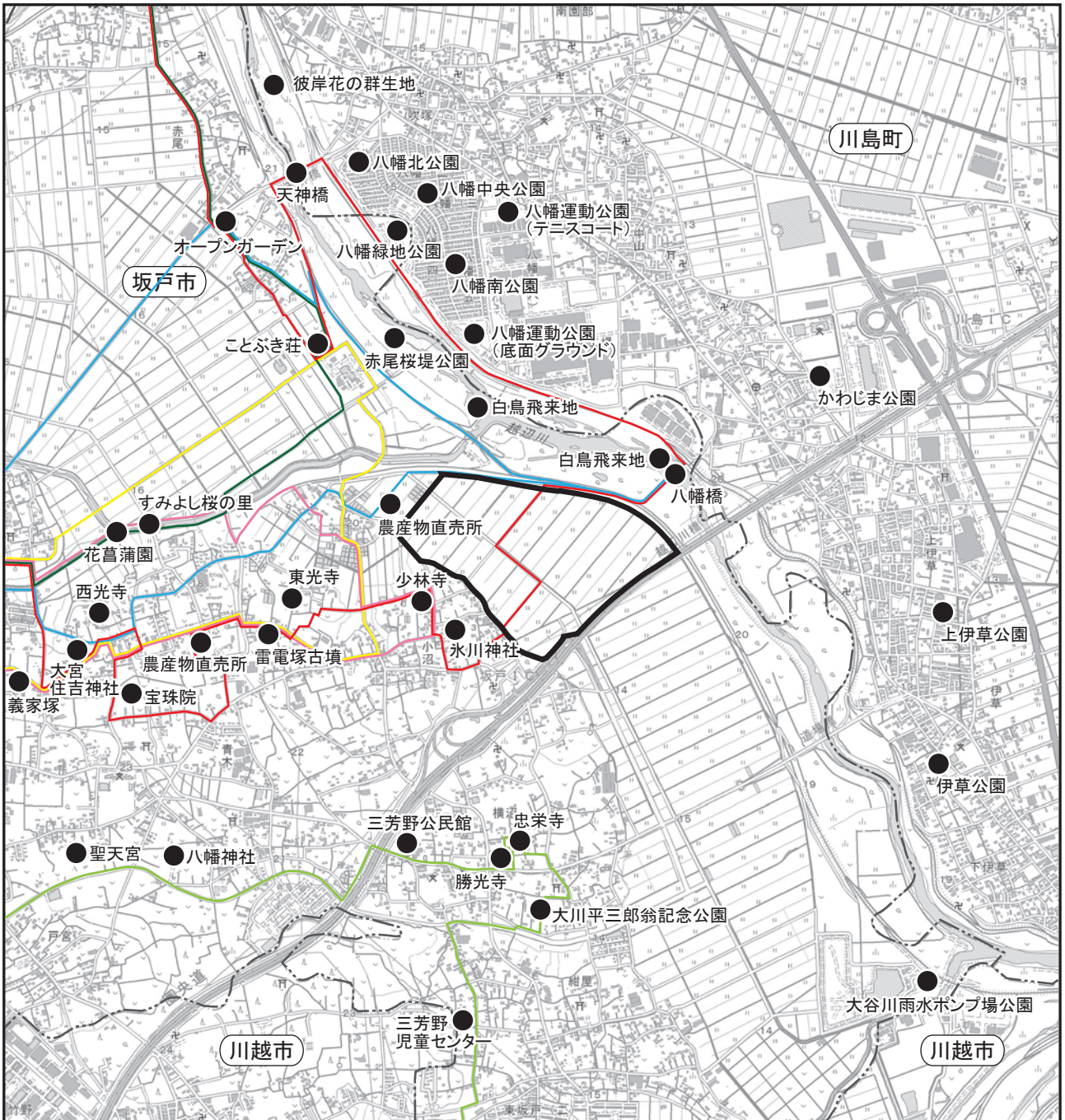
#### ② 主要眺望点の分布状況

計画地を眺望する不特定多数の人に利用される地点としては、越辺川の河川敷などがあげられるが、計画地周辺に山や丘陵などはなく、また計画地南側に圏央道が隣接することにより、遠方からの眺望点は少ない。

#### ③ 人と自然とのふれあいの場

計画地の周辺地域の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 5.2.6-1 に示すとおりである。

坂戸市の観光ルートガイドでは、坂戸の四季を楽しむウォーキングコースと坂戸の史跡を巡るウォーキングコースを紹介しており、計画地周辺のウォーキングコースは 6 コースが選定されている。計画地周辺のウォーキングコース上における、人と自然とのふれあいの場としては、史跡、寺社、桜や花菖蒲の景勝地及び白鳥飛来地等がある。また、計画地の北側には越辺川に沿って彼岸花の群生地及び公園が、東側には沈下橋である八幡橋がある。



凡例



: 計画地



: 市町界



: 自然との  
ふれあいの場

【坂戸の四季を楽しむウォーキングコース】

- : 白鳥飛来見学コース
- : 大宮住吉神楽コース
- : 花菖蒲園・蓮群生地見学コース
- : すみよし桜見学コース

【坂戸の史跡を巡るウォーキングコース】

- : 勝呂コース
- : 三芳野コース

出典: 「公園ガイドマップ(市内の主な公園)」(平成26年11月、坂戸市ホームページ)  
「公園一覧」(平成28年2月閲覧、坂戸市ホームページ)  
「坂戸市観光ルートガイド」(平成28年3月閲覧、坂戸市ホームページ)  
「公園一覧」(平成28年3月閲覧、川島町ホームページ)  
「川の国埼玉 魅力100選」(平成23年1月、県土整備部河川砂防課)



1:25,000

図5.2.6-1 計画地周辺の自然とのふれあいの場の状況

## 5.2.7 文化財その他の生活環境の状況

### (1) 指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 5.2.7-1 及び図 5.2.7-1 に示すとおりである。

計画地周辺では坂戸市の文化財として、魚籃観音がある。

表 5.2.7-1 計画地周辺の指定文化財

番号	市町	指定	区分	名称	所在地
1	坂戸市	市	有形文化財 彫刻	魚籃観音	大字小沼少林寺

注) 表中の番号は図 5.2.7-1 中の番号に対応する。

出典:「坂戸市の指定文化財」(平成 27 年 9 月、坂戸市ホームページ)





## (2)埋蔵文化財

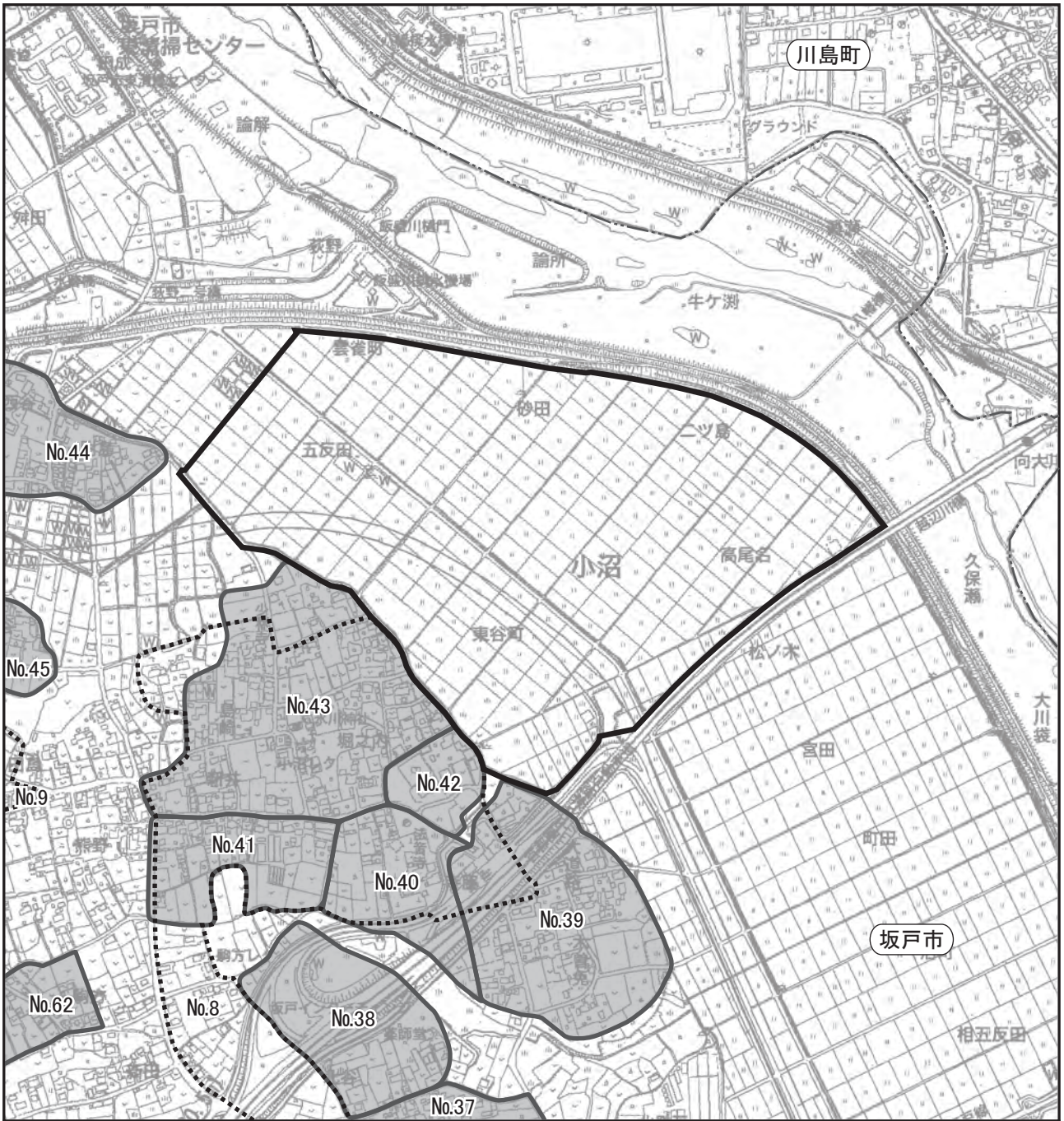
計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 5.2.7-2 及び図 5.2.7-2 に示すとおりである。

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、計画地西側から南側に分布しており、計画地に隣接する埋蔵文化財包蔵地は、No.8 牛塚山古墳群、No.39 木曾免遺跡、No.42 小沼堀之内遺跡及びNo.43 五反田遺跡がある。





表 5.2.7-2 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

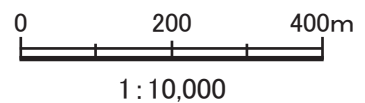
No.	名称	種別	時代等	出土物等
8	牛塚山古墳群	古墳群	—	—
9	雷電塚古墳群	古墳群	—	—
37	北方遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良・平安	—
38	北谷遺跡	散布地	奈良・平安	—
39	木曾免遺跡	集落跡	縄文前期、弥生中・後期、古墳前期、奈良・平安	—
40	寺脇遺跡	集落跡	古墳、奈良・平安	—
41	新井遺跡	集落跡	古墳、奈良・平安	—
42	小沼堀之内遺跡	墓	弥生後期	—
43	五反田遺跡	集落跡	縄文、古墳、奈良・平安	縄文土器、土師器、須恵器
44	附島遺跡	集落跡	縄文前・中・後期、弥生中・後期、古墳、奈良・平安	弥生土器、縄文土器、土師器、須恵器
45	別所遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良・平安	—
62	駒方遺跡	集落跡	縄文、奈良・平安	住居跡、土壇、土師器、須恵器

出典：「坂戸市社会教育課資料」(平成 28 年 3 月 23 日、4 月 19 日閲覧)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 埋蔵文化財包蔵地(古墳群)
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)



注) 図中のNo.は表5.2.7.-2のNo.と対応している。  
 出典:「坂戸市社会教育課資料」(平成28年3月23日閲覧)

図5.2.7-2 埋蔵文化財等の分布状況

## 5.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

### (1) 空間線量率の状況

計画地周辺における坂戸市による空間線量率の測定結果は表 5.2.8-1 に、川島町による空間線量率の測定結果は表 5.2.8-2 に、測定地点の位置は図 5.2.8-1 に示すとおりである。

坂戸市における測定は、平成 23 年 5 月から開始し、継続して実施している。川島町における測定は、平成 23 年 6 月から開始し、平成 26 年度で終了している。

表 5.2.8-1 空間線量率測定結果(坂戸市)

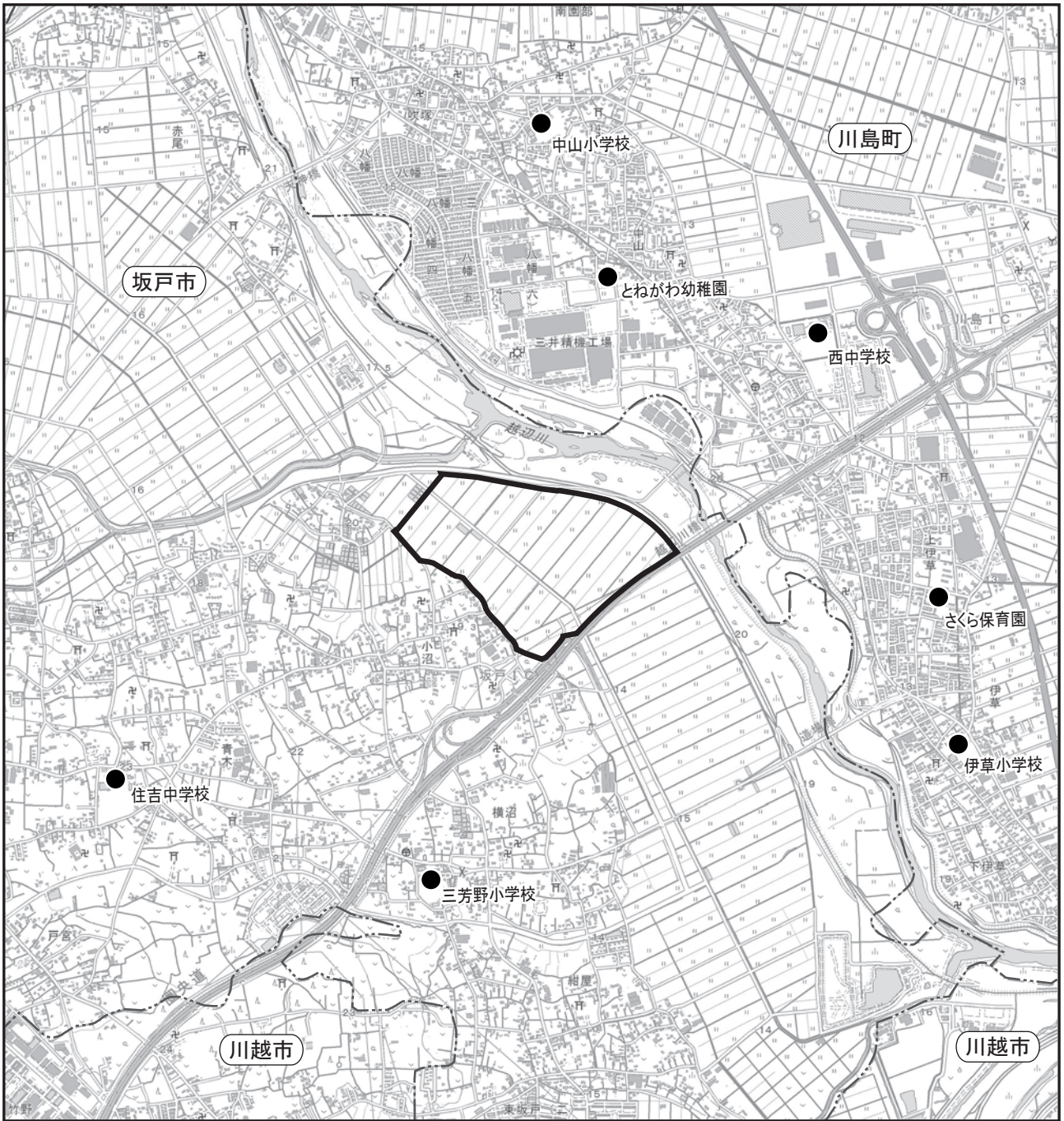
単位:  $\mu$  Sv/h

測定地点	地上高	平成 27 年度			
		4 月	7 月	10 月	1 月
三芳野小学校	50cm	0.054	0.052	0.053	0.058
住吉中学校	1m	0.033	0.030	0.044	0.036

表 5.2.8-2 空間線量率測定結果(川島町)

測定地点	単位	地上高	平成 26 年度			
			平成 26 年 4 月 10 日	平成 26 年 7 月 10 日	平成 26 年 10 月 9 日	平成 27 年 1 月 8 日
中山小学校	$\mu$ Sv/h	5 cm	0.09	0.09	0.12	0.09
		50 cm	0.12	0.10	0.07	0.09
		100 cm	0.12	0.09	0.07	0.09
	mSv/年(年間換算値)	—	0.63	0.53	0.63	0.47
伊草小学校	$\mu$ Sv/h	5 cm	0.09	0.12	0.09	0.09
		50 cm	0.09	0.09	0.09	0.09
		100 cm	0.09	0.12	0.11	0.09
	mSv/年(年間換算値)	—	0.47	0.63	0.58	0.47
西中学校	$\mu$ Sv/h	5 cm	0.09	0.11	0.09	0.11
		50 cm	0.09	0.09	0.12	0.09
		100 cm	0.11	0.09	0.09	0.09
	mSv/年(年間換算値)	—	0.58	0.58	0.63	0.58
とねがわ幼稚園	$\mu$ Sv/h	5 cm	0.09	0.09	0.09	0.09
		50 cm	0.09	0.11	0.09	0.09
		100 cm	0.09	0.09	0.09	0.09
	mSv/年(年間換算値)	—	0.47	0.58	0.47	0.47
さくら保育園	$\mu$ Sv/h	5 cm	0.12	0.09	0.09	0.09
		50 cm	0.09	0.09	0.11	0.09
		100 cm	0.09	0.12	0.09	0.09
	mSv/年(年間換算値)	—	0.63	0.63	0.58	0.47

注) 年間換算値は、測定場所の最大測定値を採用している。



凡例



: 計画地



: 市町界



: 空間線量率の測定地点



1 : 25,000

図5.2.8-1 空間線量率測定地点の位置

